

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年7月28日
【事業年度】	第17期（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）
【会社名】	ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
【英訳名】	H y A S & C o . I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役 福島 宏人
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎二丁目24番9号
【電話番号】	03-5747-9800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部長 西田 祐
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎二丁目24番9号
【電話番号】	03-5747-9800（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部長 西田 祐
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2017年4月	2018年4月	2019年4月	2020年4月	2021年4月
売上高 (千円)	3,968,748	4,660,995	6,099,730	7,913,602	8,333,582
経常利益 (千円)	292,701	363,082	424,032	174,428	352,741
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	176,115	200,963	234,423	17,245	653,091
包括利益 (千円)	179,943	230,488	235,343	20,307	644,779
純資産額 (千円)	1,155,638	1,031,086	1,347,992	1,291,522	640,281
総資産額 (千円)	1,905,261	2,540,285	3,864,681	3,960,417	3,776,169
1株当たり純資産額 (円)	50.27	45.91	57.68	54.34	25.67
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	7.91	8.98	10.41	0.75	28.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	7.58	8.43	9.92	0.73	-
自己資本比率 (%)	58.9	40.0	34.1	31.4	15.6
自己資本利益率 (%)	17.3	18.8	20.1	1.4	71.2
株価収益率 (倍)	26.86	61.47	29.49	216.32	5.55
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	303,718	117,135	576,865	52,661	313,827
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	187,659	926,932	626,718	235,977	111,772
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	17,078	331,935	486,329	148,338	217,314
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,226,008	748,147	1,184,622	1,044,322	1,463,691
従業員数 (名)	100	155	187	227	238
〔外、平均臨時雇用人員〕	[25]	[32]	[34]	[51]	[48]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 2017年5月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行い、2018年3月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 当社は株式報酬制度を導入するための信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり情報の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	2017年 4 月	2018年 4 月	2019年 4 月	2020年 4 月	2021年 4 月
売上高 (千円)	3,835,958	4,342,904	5,239,815	5,523,127	5,235,059
経常利益又は経常損失() (千円)	273,942	326,434	413,451	122,716	359,422
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	159,500	223,034	275,586	51,664	1,031,802
資本金 (千円)	356,112	364,839	432,420	433,327	433,554
発行済株式総数 普通株式 (株)	2,482,100	22,583,700	23,318,700	23,340,300	23,345,700
純資産額 (千円)	1,133,308	1,044,402	1,387,550	1,356,837	324,518
総資産額 (千円)	1,811,951	2,419,611	3,544,429	3,478,113	2,787,976
1株当たり純資産額 (円)	50.73	47.18	60.60	59.21	14.07
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	5.33 (4.00)	3.40 (1.70)	3.80 (1.90)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失() (円)	7.16	9.97	12.24	2.26	44.94
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益 (円)	6.86	9.35	11.66	2.18	-
自己資本比率 (%)	62.5	43.2	39.1	39.0	11.6
自己資本利益率 (%)	15.4	20.5	22.7	3.8	122.9
株価収益率 (倍)	29.66	55.39	25.09	72.21	3.52
配当性向 (%)	-	26.8	27.8	168.3	-
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	85 [23]	117 [27]	134 [27]	151 [37]	153 [28]
株主総利回り (%) (比較指標：東証マザーズ指 数) (%)	119.5 (91.1)	312.2 (100.9)	176.2 (83.5)	97.3 (69.9)	94.5 (106.2)
最高株価 (円)	650 1,949	722 2,320	635	398	372
最低株価 (円)	321 962	496 512	215	149	132

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 2017年5月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行い、2018年3月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 2018年3月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第14期の中間配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

5. 当社は株式報酬制度を導入するための信託が保有する当社株式を財務諸表において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり情報の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

6. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ及び東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

7. 印は、株式分割(2017年5月1日、1株 3株)による権利落前の株価であります。

8. 印は、株式分割(2018年3月1日、1株 3株)による権利落前の株価であります。

2【沿革】

当社は、資産価値が維持できる高性能住宅商品の企画開発、住消費者のリスクを最小化するための住宅不動産取引の実現による資産価値の維持向上を理念に掲げ、日本エル・シー・エーグループから13名が独立し、創業しました。会社創業時から現在に至る主な変遷は、次のとおりです。

年月	概要
2005年 3月	東京品川区東五反田四丁目にて創業（資本金2,400万円）
2005年 5月	戸建賃貸「ユニキューブ」をリリース
2006年 5月	エコ断熱工法「デコストライ」をリリース
2006年 8月	本社を東京都港区白金台四丁目に移転
2007年 3月	不動産コンサルティングの質を高める「ハイアークラブ」創設
2007年 5月	エコ型地盤改良工法「ハイスピード工法」をリリース
2007年 6月	エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエと社員向け住宅提供サービスで業務提携
2008年 7月	エコ型地盤改良工法「ハイスピード」事業の事業譲渡を受ける
2008年 8月	住宅購入相談の「リライフクラブ」を創設
2009年 6月	「HyAS View」創刊号 発刊
2009年 7月	戸建賃貸系のクラブを統合し「ウィルスタイルサプライヤーズクラブ」を創設
2009年 9月	高性能デザイナーズ注文住宅「R+house」をリリース
2012年 5月	本社を東京都港区白金台四丁目から東京都港区白金台三丁目に移転 不動産流通支援システム「エージェント・マスター・サービス」をリリース
2013年 1月	株式会社 a n s を設立（現 連結子会社）
2013年 6月	当社のシンクタンク機能として「ハイアス総研」プロジェクトを発足
2014年 4月	断熱改修リフォーム「ハウス・イン・ハウス」をリリース
2014年 6月	一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会を設立（現 連結子会社）
2014年 7月	不動産ショップ「トチスマ」をリリース 住宅会社向け原価管理システム「CMS」をリリース
2014年11月	一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会（現 連結子会社）より環境配慮型地盤保証「B I O S」をリリース
2015年 6月	デザイナーズセレクト住宅「アーキテクチャル・デザイナーズ・マーケット（現 ヒロガリエ）」をリリース
2016年 4月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2016年 9月	株式会社K-コンサルティングを設立（現 連結子会社）
2016年10月	「不動産相続の相談窓口」をリリース
2016年11月	本社を東京都港区白金台三丁目から東京都品川区上大崎二丁目に移転
2017年 1月	株式会社アール・プラス・マテリアルの株式を取得（現 連結子会社）
2017年 3月	株式会社ウェルハウジングの株式を取得（現 連結子会社）
2017年12月	楽天LIFULL STAY株式会社と民泊向け戸建型宿泊施設の供給において業務提携
2018年 1月	工程管理による生産性向上支援「プロジェクト・マネジメント・システム」をリリース
2018年 2月	地域密着型の新・建設業を実現する「地方創生まちづくりネットワーク」をリリース R+house事業、アーキテクチャル・デザイナーズ・マーケット（現 ヒロガリエ）事業、ハウス・イン・ハウス事業の技術本部機能を譲受 不動産特定共同事業者として許可（許可番号：金融庁長官・国土交通大臣 第86号）
2018年 3月	ハイアス・プロパティマネジメント株式会社を設立（現 連結子会社）
2018年 4月	戸建住宅向け総合アフターサービス「家価値60年サポート」をリリース
2018年 5月	ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社設立（現 連結子会社）
2018年 8月	株式会社LHアーキテクチャを設立（現 連結子会社）
2018年11月	SUNRISE株式会社を設立（現 連結子会社）
2018年12月	株式会社HCマテリアルの株式を取得（現 連結子会社）
2019年 1月	GARDENS GARDEN株式会社を設立（現 連結子会社）
2019年 2月	外構・エクステリア・造園市場に新たな価値を創出する「GARDENS GARDEN」をリリース
2019年 5月	株式会社家価値サポートを設立（現 連結子会社）
2020年 7月	住宅会社の工務部門を全国規模のネットワークで変革する「BECK工務ビジネスアカデミー」をリリース
2021年 4月	株式会社くふうカンパニーと資本業務提携

3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社である株式会社 a n s、一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会、株式会社K-コンサルティング、株式会社アール・プラス・マテリアル、株式会社ウェルハウジング、ハイアス・プロパティマネジメント株式会社、ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社、株式会社LHアーキテクチャ、SUNRISE株式会社、株式会社HCマテリアル、GARDENS GARDEN株式会社及び株式会社家価値サポートの合計13社（以下、「当社グループ」）で構成されております。

なお、当社グループは、「コンサルティング事業」「建築施工事業」の2つを報告セグメントとしております。

「コンサルティング事業」は、住関連産業（住宅、不動産、建設業界）に特化した経営コンサルティング事業です。当社グループでは、地域の中小企業を会員組織としてネットワーク化しております。事業提携先と協力し、業界のノウハウを分析、標準化し、ビジネスモデルとしてパッケージ化した商品を、顧客（会員企業）に提供しております。商品には、そのブランドを使って営業・販売するのに必要なシステム、ノウハウ、営業ツールなどが全て含まれております。企業が置かれている状況に応じて、収益構造改善や新規事業展開を含む業態転換の必要性をもつ企業には「ビジネスモデルパッケージ」を、経営（事業）におけるプロセスや機能の効率化が必要な企業には「経営効率化パッケージ」を提供しております。トータルの商品数は20を超え、住宅環境のハードインフラから情報インフラまでをトータルでサポートしております。コンサルティング事業には、当社、株式会社 a n s、一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会、株式会社K-コンサルティング、株式会社アール・プラス・マテリアル、株式会社HCマテリアル、GARDENS GARDEN株式会社及び株式会社家価値サポートが含まれます。

「建築施工事業」ではパッケージ化した商品を活用し、一般消費者向けに住宅の建築・施工等を行っております。ここで開発したノウハウは、コンサルティング事業において、商品開発や会員企業への支援に活かしております。建築施工事業には、株式会社ウェルハウジング、株式会社LHアーキテクチャ及びSUNRISE株式会社が含まれます。

コンサルティング事業、建築施工事業に含まれない事業としては、宿泊施設に関する運営及び管理業務、不動産投資型クラウドファンディングの企画及び運営等があります。ここには、ハイアス・プロパティマネジメント株式会社及びハイアス・キャピタルマネジメント株式会社が含まれます。

当社グループの役割分担は、次のとおりです。

セグメントの名称	事業・サービスの名称	事業・サービスの主な内容	会社名
コンサルティング事業	ビジネスモデルパッケージ	会員企業に対する事業ノウハウ・システム・サービスの提供	当社
	経営効率化パッケージ	経営活動全般における効率化ソリューションの提供	当社
	その他	「ビジネスモデルパッケージ」及び「経営効率化パッケージ」以外のソリューション等の提供、WEBでの住宅取得希望者等に対する住宅購入相談、商品開発・シンクタンク機能	当社
		実店舗での住宅取得希望者等に対する住宅購入相談及び不動産仲介	株式会社 a n s
		地盤に関する調査解析保証	一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会
		不動産コンサルティング	株式会社K-コンサルティング
		建築資材の開発、製造、調達及び共有	株式会社アール・プラス・マテリアル、株式会社HCマテリアル
		外構の設計	GARDENS GARDEN株式会社
		戸建住宅のアフターメンテナンス事業	株式会社家価値サポート
建築施工事業	-	建築工事請負及び施工	株式会社ウェルハウジング、株式会社LHアーキテクチャ、SUNRISE株式会社
その他	-	宿泊施設に関する運営及び管理	ハイアス・プロパティマネジメント株式会社
		不動産投資型クラウドファンディングの企画及び運営	ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社

当社グループのコンサルティング事業の具体的な内容は、次のとおりです。

a. ビジネスモデルパッケージ

「ビジネスモデルパッケージ」とは、工法提供をパッケージ化した「工法事業モデル」、住宅新築や増改築に必要な事業ノウハウを企画・開発・パッケージ化し提供する「住宅事業モデル」、不動産売買に必要なノウハウを企画・開発・パッケージ化した「不動産事業モデル」に分類され、業態転換の必要性をもつ企業を主な対象顧客としております。業態転換が必要な例としては、公共工事への依存率が高く、市場の縮小に伴って厳しい経営環境に直面すると考えられる企業、更なる事業拡大を模索されている企業等が考えられます。

当社グループが提供するものは、事業ノウハウ・システム・サービスであり、実際の営業や施工は当社の顧客である会員企業がこの「ビジネスモデルパッケージ」に基づき行います。

なお、当社が提供している、主な「ビジネスモデルパッケージ」は、以下のとおりです。

モデル名	サービス名	内容
工法事業モデル	ハイスピード工法	砕石のみを使用した地盤改良工法をパッケージ化したもの。通常の地盤改良工事と異なり、有害物質の発生リスクがなく液状化対策としても有効。
	アロースピード工法	杭状地盤補強工法をパッケージ化したもの
	HySTRONG工法	基礎工事の工法をパッケージ化したもの。国内で唯一のプレキャスト基礎と基礎断熱による合理化基礎。
	デコスドライ工法	新聞紙をリサイクルしたセルローズファイバー断熱材を利用した断熱工法をパッケージ化したもの。断熱・調湿・防音機能を備え、壁体内無結露を20年保証。
住宅事業モデル	R+house	合理化された部材流通と設計施工ルールにより、長期優良住宅基準を上回る機能性と建築家による高いデザイン性を備えた住宅を廉価に提供できるようパッケージ化したもの。
	ヒロガリエ (旧 アーキテクチャル・デザイナーズ・マーケット)	建築家がデザインした多数のプランの中から、エンドユーザーがプランを選択する「セレクト住宅」パッケージ。コスト重視の購買層向けの高気密・高断熱住宅。
	ウィルスタイルシリーズ	狭小地に建築が可能な戸建タイプの賃貸住宅をパッケージ化したもの。
	ハウスINハウス	オリジナル断熱パネルの開発により、非破壊・短工期・価格明示を実現した戸建断熱リフォーム事業をパッケージ化したもの。
不動産事業モデル	トチスマ	土地探しと住宅建設会社選びを中立的な立場から支援する不動産売買仲介サービスをパッケージ化したもの。
	不動産相続の相談窓口	地主や富裕顧客に対して、自宅や遊休地、収益資産などの不動産に関する相談ができる窓口としてパッケージ化したもの。
	地方創生まちづくりネットワーク	地方の自立性や官民連携の可能性を探りながら、地域貢献を推進していく新たな建設業界の組織。
	Rakuten STAY HOUSE x WILLSTYLE	楽天LIFULL STAY株式会社と提携しておこなう、戸建型宿泊施設の供給についてパッケージ化したもの。

b. 経営効率化パッケージ

「経営効率化パッケージ」とは、営業活動プロセスの効率化（集客や歩留まりの改善）や社員教育の効率化、顧客管理や原価管理等の効率化といった、経営（事業）におけるプロセスや機能に対する効率化のソリューションを必要とする企業を主な対象としたサービスで構成されております。ノウハウを単に提供するだけでなく、情報システムによる具体的なツールにノウハウを組み込み、その活用方法を支援する教育プログラムと合わせたサービスとなっております。

なお、当社が提供している、主な「経営効率化パッケージ」は、以下のとおりです。

ツール名	サービス名	内容
意思決定支援ツール	ハイアークラブ	資産活用相談用ツール等。保有不動産の相続、有効利用、売却または資産の組替え等、ケース毎にシミュレーションし意思決定を支援。
	リライフクラブ	住宅購入相談用ツール等。住宅ローンの組み方、返し方、住宅関連の税金等、ケース毎にシミュレーションし意思決定を支援。
営業支援ツール	エージェント・マスター・サービス（AMS）	各地域における物件・土地情報を網羅的に収集し、提供するシステム。 土地情報を視覚的に確認でき、地域の最新の売物件情報を把握することが可能。
	コスト・マネジメント・システム（CMS）	営業見積の作成から原価管理、キャッシュ・フローの管理まで建設業におけるコスト管理を一元的に行うシステム。
	プロジェクト・マネジメント・システム（PMS）	工程・品質管理の精度向上で現場力を高めるシステム。

c. その他

当社グループでは、「ビジネスモデルパッケージ」及び「経営効率化パッケージ」以外にも、広く経営上の問題を解決するための経営支援ソリューションの提供も行っております。また、一般消費者向けに、WEBサイト及び住宅購入相談窓口店舗である「ans」（現在は熊本県で2店舗、静岡県で2店舗、サテライト店1店舗を運営）を通じて、住宅購入に必要な情報を第三者的な立場から提供する等、住宅購入支援を行っているほか、一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会において、地盤保証サービスその他住宅不動産の資産価値を保全するサービスの提供を行っております。

このほか、一般消費者、業界・事業者の直面する課題を抽出し、双方にとってメリットが享受される解決策の調査・研究を通じてビジネスモデルを確立することを目的としたシンクタンク機能も有しております。

当社グループの特徴は、次のとおりです。

[ビジネスモデルの特徴]

当社グループでは、顧客（会員企業）からの依頼に基づいた「診断・提案・助言・研修」を行うだけでなく、業界に共通する経営課題を解決する具体的なビジネスモデルや経営効率化システムを提供しております。また、サービスを企画・開発・パッケージ化するいわば「プラットフォーム」機能を有することから、ハードインフラから情報インフラまで幅広いバリエーションのサービスを展開できることが特徴となっております。当社グループのサービスは、理念である「住宅取得が個人の資産形成に直結する社会の実現」を目指し、地盤改良・基礎断熱・断熱工事・高性能住宅・断熱リフォーム・戸建賃貸・住宅購入相談・相続相談・アフターメンテナンス等の範囲をカバーしております。

[会員組織等の特徴]

当社グループの顧客（会員企業）は、地域の工務店や不動産会社、建設会社及び一般消費者であります。現在の取引先会員企業数は1,410社（2021年4月30日現在）となっております。当社グループは、日本全国の会員企業と情報交換して常に最新の業界情報を取得し、それを商品開発に活かしております。会員企業の声は新たなサービスのニーズやシーズとなり、さらに新商品のテストマーケティングを兼ねた検証や成功事例の共有を、会員ネットワークを活用して行えることで商品開発力、商品改良力を担保できると考えております。

[収益構造の特徴]

当社グループにおける収益項目は、サービス導入時に発生する「初期導入フィー」、毎月発生する「会費」及び導入サービスの成果報酬たる「ロイヤルティ」並びに「設計料・保証料等」（以下「ロイヤルティ」と「設計料・保証料等」を併せ、「ロイヤルティ等」という）に大別されます。

従来型のコンサルティング事業におけるコンサルティングフィーに近い性格をもつ「会費」と収益とサービス提供先の業績改善に対する成果報酬フィーに近い性格をもつ「ロイヤルティ等」に加え、サービス導入時に生じる「初期導入フィー」が得られることで、従来のコンサルティング事業に対して、収益項目が充実しているのが特徴となります。

近年では、会員企業の成長、ひいては当社グループの成長につながる「ロイヤルティ等」収益の拡大に注力しております。

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。

< 事業系統図 >



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有又は (被所 有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 a n s	東京都品川区	20,000	実店舗での住宅取得希望者 等に対する住宅購入相談及 び不動産仲介	100.0	役務提供、情報提供 建物、設備等の賃貸 資金援助 役員の兼任あり 出向契約による出向 管理業務受託
一般社団法人住宅不動産 資産価値保全保証協会 (注)1	東京都品川区	-	地盤に関する調査解析保証	-	役務提供 役員の兼任あり 管理業務受託
株式会社K-コンサルティ ング	千葉県柏市	16,500	不動産コンサルティング	75.0	役務提供、情報提供 資金援助 役員の兼任あり 管理業務受託
株式会社アール・プラ ス・マテリアル	大阪府大阪市 西成区	6,000	建築資材の開発及び販売	100.0	役務提供 業務受託 資金借入 役員の兼任あり 管理業務受託
株式会社ウェルハウジン グ	茨城県守谷市	20,000	建築工事請負及び施工	75.0	役務提供 資金援助 役員の兼任あり 管理業務受託
ハイアス・プロパティマ ネジメント株式会社	東京都品川区	5,000	宿泊施設に関する運営及び 管理業務	100.0	役員の兼任あり 資金借入
ハイアス・キャピタルマ ネジメント株式会社	東京都品川区	50,000	不動産投資型クラウドファ ンディングの企画及び運営	100.0	役務提供 役員の兼任あり
株式会社LHアーキテク チャ	東京都品川区	10,000	建築工事請負及び施工	60.0	役務提供 資金援助 役員の兼任あり 管理業務受託
SUNRISE株式会社	長野県松本市	20,000	建築工事請負及び施工	75.0	役務提供 資金援助 役員の兼任あり 管理業務受託
株式会社HCマテリアル	大阪府大阪市 西成区	5,000	建築資材の企画開発製造及 び販売	100.0	役員の兼任あり
GARDENS GARDEN株式会社	東京都品川区	10,000	外構の設計	80.0	役員の兼任あり 資金援助 管理業務受託
株式会社家価値サポート	東京都品川区	20,000	戸建住宅のアフターメンテ ナンス事業	72.0	業務受託 役員の兼任あり

(注)1. 持分はありませんが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 特定子会社に該当する会社はありません。

4. 株式会社LHアーキテクチャについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	1,191,365千円
	(2) 経常損失	81,210千円
	(3) 当期純損失	163,725千円

(4) 純資産額	365,556千円
(5) 総資産額	263,943千円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
コンサルティング事業	189 (34)
建築施工事業	49 (14)
合計	238 (48)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2021年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
153 (28)	34.4	4.1	5,297,479

セグメントの名称	従業員数(名)
コンサルティング事業	153 (28)
合計	153 (28)

(注) 1. 従業員数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営理念

当社では、企業理念として以下を掲げております。

「当社の使命は、個人が住宅不動産を納得し安心して取得（購入）、居住（運用）、住替（売却）できる環境をつくることです。住宅取得が個人の資産形成に直結する社会の実現、それが我々のテーマです。」

個人最大の資産は「住宅」、この事実を深く受け止め、資産価値を守る方法を創造していきます。

我々は「取得・投資した価格水準で売れる家」「適正な利益を得られる家賃で貸せる家」をテーマとする具体的なソリューションを提供してまいります。

将来のリスクをより小さくする、新しい住宅不動産資産の取得方法を創造していきます。

我々は住宅の提供者と購入者の情報格差を埋め、数字をもとに納得して購入の判断ができるようなサービスを提供してまいります。

不可逆となってきた住宅不動産業界のイノベーションを先導する企業を目指します。

我々は住宅不動産という社会的に重要な資産を提供するに足る「生産性の向上」を自らが実現し続けなければならないと考えております。

(2) 経営方針

会員企業の業績向上の支援強化

会員企業の発展を今まで以上に重視し、そのために経営資源をそこへ投入します。当社グループの顧客（会員企業）は、地域の工務店や不動産会社、建設会社です。現在の取引先会員企業数は1,410社（2021年4月30日現在）となっております。当社の収益構造は、初期導入フィー、会費、ロイヤルティ等があります。会員企業ネットワークの活性化のための新規会員企業の開拓とそれに伴う初期導入フィーの獲得は必要と考えておりますが、当社グループとしての成長を加速するために、会員企業の成長とそれに伴うロイヤルティ等の伸長を重視していく考えです。ロイヤルティ等は会員企業の業績に連動した収益で、会員企業が成長を続ける限り当社も成長し続けることができます。当社グループの基盤である会員企業の発展が、当社の成長、そして当社グループが目指す理念の実現につながると考えております。

商材展開の拡大

個人の資産形成に直結する社会の実現に向けて、その解決策となる商材の開発・投入を引き続き行ってまいります。当社グループの主力サービスは「R+house」で、地域の工務店向けに、合理化された部材流通と設計施工ルールにより、長期優良住宅基準を上回る機能性と建築家による高いデザイン性を備えた住宅を廉価に提供できるようパッケージ化したものです。理念の実現に向けて、リフォームや不動産領域において、第二の柱となるサービスの開発に取り組んでまいります。

より効率的な営業体制への変革

当社グループの営業手法としては、セミナーの開催、DMの送付、情報誌の発行といったことをまず当社グループが行い、その反響に対して商談活動を行い受注につなげております。今後は商談の発掘から受注までを、より効率的に行える営業体制へ変革します。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、財務の健全性を念頭に置きながら、自己資本を効率的に活用しつつ、株主価値の拡大を図ることを主眼に、以下の経営指標の向上を目指しております。

売上総利益

ROE（株主資本利益率）

(4) 経営環境及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

今後の日本経済は、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞や、今後の収束状況が見通せないことによる株式市場や国内外経済の混乱など、楽観視できない状況が続くものと思われれます。

k字経済と言われる需要の二極化で、高所得者層の旺盛な購買意欲を捉える機会であるとともに、中低所得者における雇雇用不安や所得不安から生じる消費マインドの低下など、住宅事業の経営環境は難しい状況が続くと考えられます。このような状況の中で、中小事業者の多い住宅不動産業の経営にとって事業の継続、成長の維持は簡単ではありません。

中小事業者の経営の持続性を支える当社の「ソリューション提案型コンサルティング」というビジネスモデルにおいては、提供するソリューション（解決手段）としての商品自体の商品力向上と、そのソリューション用いた会員企業が成果を出すための経営支援活動（コンサルティング）の品質向上が何よりも重要であると考えております。

当社の成長は、市場カバー率の向上策である「会員獲得」とインストアシェア率の向上策である「複数商品投入」と会員企業の業容拡大に対する成果報酬フィーとしての「ロイヤルティ等」により得られます。そのため、ソリューション自体のブラッシュアップ（ノウハウの再開発）と経営支援活動の品質向上を行い、ロイヤルティ等の拡大に注力してまいります。

そして、以下の点を優先的に対処すべき課題と認識して取り組んでまいります。

持続的な成長を可能にする事業基盤の強化

当社グループは地域の工務店、不動産会社及び建設会社を対象として、競争力のある収益性の高い「ビジネスモデルパッケージ」を提供することにより、会員企業ネットワークの拡充と会費収入の拡大、会員企業の成果に連動するロイヤルティ等の収益の増加により事業規模を成長させてまいりました。

当社の今後の持続的な成長を図るうえで特に重視することは、会員企業ネットワークの拡充と会費収入の拡大、会員企業の成果に連動するロイヤルティ等の収益の増加に直結する、会員企業の持続的な成長です。

導入いただいたパッケージやツールの活用を通じて会員企業が業績向上を実現するために、技術支援、送客支援、送客につながるブランド構築、ASPサービス等のユーザビリティの向上といった会員支援体制の継続的な強化が必要であり、そのための人的投資、体制強化、インフラ強化に注力してまいります。あわせて、「会員組織＝事業者ネットワーク」を運営する本部として、戸建て住宅事業に取り組む会員企業と外構事業に取り組む会員企業との連携により、住宅における付加価値の向上や外構事業における受注増を図るなど、会員企業間の連携を促進する支援活動を通じた、会員企業間の相互取引や相乗効果をもたらす連携取引を誘発することで会員企業の成長を実現してまいります。

商品・サービスの活用による会員企業の社会貢献と事業成長を支援

当社では、持続的な成長を可能にする事業基盤の強化で示した、技術支援、送客支援、送客につながるブランド構築、ASPサービス等ではユーザビリティの向上を重視した、継続的な商品開発、サービス改良に注力し、商品導入後の早期立ち上げや定着を促進するため、各会員企業の状態に応じた支援体制についても改善を進めてまいります。

住宅工務店支援事業においては、コロナ禍でのテレワーク対応をはじめ、暮らしのニューノーマル消費を捉えるリサーチ、現場への情報提供といったマーケティング支援から、巣ごもり需要を捉えたガーデニング提案力や住宅リフォーム提案力の強化に繋がる既存商品サービスの導入提案、あるいは生産性向上に繋がる工程管理や原価管理におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）プラスコンサルティングサービス提供を積極的に推進して、会員企業の新たな商機の発見、拡大チャンスの気づきを与え、生産性向上を支援してまいります。

不動産業界支援事業においては、人の移動もままならなくなった昨今でも、都市圏に在住する家族に発生する出身地での相続財産問題に対応すべく、会員企業ネットワークを通じた解決策を提示できるよう、会員企業間の連携機会を積極的に生み出し、相続相談に対する解決力の強化を図り、不動産業界の社会問題への解決力強化を支援してまいります。

情報収集力、情報分析力の強化を通じた商品開発と会員支援

住宅不動産業界は、「国内需要のみを対象とした市場」であり、「さらに地域密着の事業」であると考えられています。その一方で、例えば昨今のウッドショックと言われる輸入量の縮小による資材価格高騰や資材不足が地域工務店の営業活動に影響を与えるなど、地域事業でありながらマクロな観点での情報が必要であることが改めて明らかになりました。

このような背景を捉え、当社グループの住宅不動産業界における顧客構造や業界内のネットワーク及び一般消費者との膨大な相談事例を基に、住宅不動産購入運用希望者・住宅不動産供給者双方に価値のある最新の情報や最適なサービスを提供すべく、「業界のシンクタンク」としての情報収集分析・研究開発を強化し、最新の情報や最適な新たな商品、サービスの開発につなげてまいります。

このことにより住宅不動産業界にとって欠かせない存在、ポジションの確立を一層強固なものとし、企業価値の向上に努めてまいります。

組織体制のさらなる強化

当社グループは少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、当連結会計年度に発覚した一連の不祥事を真摯に受け止め、今後の成長のためにはコーポレートガバナンス強化を目的とした人員拡充と組織体制のさらなる整備が重要な課題と認識しております。人材の育成、人員の増強、内部管理体制のより一層の充実及びグループガバナンスの強化を図ります。あわせて、当社グループの成長基盤である、会員企業の成果に貢献する高品質なサービスの提供を行うための組織体制の強化を図ります。

また、当社グループが一般消費者より住宅取得や相続相談の個別相談を受ける際や、住宅の建築を請け負う際に取り扱う個人情報に関しては「個人情報の保護に関する法律」の対象になります。業務の性格上、顧客企業の経営情報等の機密情報も扱っており、インフラ整備及び従業員教育等を通じて、今後も引き続き情報管理体制の強化を進めてまいります。

環境に配慮し健康な暮らしを実現する「住」環境の提供を通じた社会への貢献

当社では、高性能住宅の供給を通じて生活者に健康な暮らしを提供する地域工務店の育成、適切な情報提供をもとに生活者に豊かな住生活を提供する住宅不動産業者の育成を推進します。この企業活動を通じ、環境に配慮し健康な暮らしを実現する「住」環境の提供、そして、地域社会と共に成長していく企業活動の創造と支援に取り組めます。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスク

a．景気、金利及び住宅市場の動向等の外部環境による影響

当社グループは主に住宅不動産業界に属する企業を顧客としているため、住宅の建設動向、消費税やその他不動産に係る税制の改正、国内の人口減少等の影響を受ける可能性があります。そのため、住宅購入意欲の低減、住宅ローン金利の上昇、住宅着工棟数の縮小等が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b．法的規制

当社グループでは、宅地建物の取引や住宅の建設に関わることから、「宅地建物取引業法」、「建築基準法」、「建設業法」、「都市計画法」、「国土利用計画法」、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」及びその他の法令により法的規制を受けております。また、当社グループにおいては、個人情報の取得を行っており、電子メールにてメールマガジンの配信を行っているため、「個人情報の保護に関する法律」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の法的規制もを受けております。このように、当社グループの事業に関連する法令は広範にわたっているため、今後新たな法令等の制定、既存法令等の解釈変更等によって当社グループの業績に影響がある可能性があります。しかし、当社グループの事業に関連する法令の新設や既存法令の解釈変更等については、その動向を事前にモニタリングする体制を構築しており、それにより事前の対策を行うことで、当該リスクが当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性は低減されております。また、当社グループはこれらの法令の遵守を徹底し事業運営を行っており、組織として業務の法令順守を推進する部署を設置しております。しかしながら、万一法令違反に該当するような事態が発生した場合は、当社グループの社会的信用やイメージが毀損され、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

c．サービスの陳腐化

当社グループは「経営効率化パッケージ」において、営業活動プロセスの効率化や社員教育の効率化、顧客管理、原価管理の効率化といった経営（事業）におけるプロセスや機能に対するソリューションを提供しております。また、「ビジネスモデルパッケージ」においては、住宅建築や工事に必要な事業ノウハウや継続的な情報提供及びトレーニングの仕組み、営業支援等のオプションサービス、ローコストでの建築部材供給等を行っております。しかしながら、IT分野や住宅・建設業界における技術動向及び経営環境の変化に対応して、日々新たな商品やサービスの開発・提供が行われていることから、当社グループは常に顧客企業にとって競合他社よりも有益な価値を提供する必要があります。

当社グループでは、顧客企業のニーズに対応するため、常に新たな技術及びサービス等に係るノウハウの導入を図り、蓄積したノウハウの活用と併せてサービス機能の強化及び拡充を進めております。しかしながら、何らかの要因により、当社グループが保有しているサービス及びノウハウ等が陳腐化した場合や、変化に対する十分な対応が困難となった場合、顧客企業のニーズの的確な把握が困難となった場合、取引先や関係者の方針が変化した場合、またこれら要因により商品やサービスの開発の遅延があった場合等においては、顧客企業に対する当社グループサービスの訴求力低下や導入が進まない等の理由により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

d．情報の漏洩

当社グループは、個人情報のほか、顧客企業の機密情報を扱っております。これらの情報管理については、管理体制の構築、社内規程の整備、社員教育等により情報管理体制やサイバーセキュリティの強化に努めております。しかしながら、万が一これらの情報の漏洩や不正使用やサイバー攻撃などがあった場合、損害賠償、社会的信用の失墜及び顧客企業との取引停止等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

e．知的財産権

当社グループは、第三者の知的財産権を侵害しないように努めておりますが、係る知的財産権の侵害が生じてしまう可能性は否定できず、万が一知的財産権を侵害してしまった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは自社の知的財産権保全のために社内管理体制を強化しており、主要な商品サービス名については商標登録済か商標登録申請中であります。今後、知的財産権が第三者に侵害された場合には、解決のため多くの労力が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

f. システム障害

当社グループは、コンピュータシステムの管理に細心の注意を払い、システム障害のトラブルが発生することが無いよう運営に当たっており、万一トラブルが発生した場合においても短時間で復旧できるような体制を整えております。しかしながら、大規模なプログラムの不良が発生した場合や、当該地域において当社グループの想定を上回る大地震、台風等の自然災害や事故、火災等が発生し、開発業務やシステム整備等に重大な被害が発生した場合及びその他何らかの理由によりシステム障害等が発生した場合には、当社グループの事業活動に支障が生じることにより、顧客との信頼関係に悪影響を及ぼし、賠償責任の発生等によって、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

g. 訴訟の発生

当社グループでは、コンプライアンス体制を整備し、役職員に対して法令遵守を徹底させることで法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、顧客企業や取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、リスク管理体制の整備、問題があった時に社員が通報できる内部通報制度の利用促進および訴訟につながるトラブルを早期に発見する体制の構築を進め、当該リスクの低減に努めてまいります。

(2) 事業内容に関するリスク

a. 事業提携先との関係

当社グループが顧客へ提供している「ビジネスモデルパッケージ」及び「経営効率化パッケージ」等の各種商品は、当社と事業提携先との共同開発及び共同運営にて提供しており、事業展開上の重要な契約については「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」に記載しております。

これらの事業提携先との契約が解除された場合、当社グループにとって不利な契約改定が行われた場合、契約期間満了後に契約が継続されない場合、事業提携先の経営状態等が著しく悪化し事業継続が困難となった場合等においては、会員企業への各種商品の提供等に影響を及ぼす可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 事業の収益構造

イ. 初期導入フィー

当社グループにおける主な収益構造は、会員企業へのサービス導入時に生じる「初期導入フィー」、毎月生じる「会費」、及び導入サービスの成果報酬たる「ロイヤルティ等」により構成されております。このうち、新規会員（一部既存会員）からの収入である「初期導入フィー」の売上高及び売上総利益における構成比率はそれぞれ以下のとおりとなっております。

	初期導入フィー 構成比	
	2020年4月期	2021年4月期
売上高に占める割合	14.6%	11.5%
売上総利益に占める割合	15.4%	14.8%

会員企業数が増加していくことで、「会費」、「ロイヤルティ等」などの安定的収益の構成比率が高まり、「初期導入フィー」が当社業績に与える影響は徐々に低下することを見込んでおりますが、現時点において初期導入フィーは、売上高及び売上総利益において一定の比率を占めていることに変わりはなく、新規会員獲得等が想定どおりに進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

ロ. ロイヤルティ等

導入サービスの成果報酬たる「ロイヤルティ等」は、会員企業である専門工事会社、工務店及び不動産会社等における受注状況、エンドユーザーとの契約状況等に左右される性質があります。

当社においては、会員企業に対するセミナー、研修会の開催や営業支援等を行うことで会員企業の受注・契約獲得のサポート等も行っておりますが、会員企業の受注状況や経営環境等に不測の事態等が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、「ロイヤルティ等」には当社の関係会社の外部向けの収益も含まれております。関係会社に対しても会員企業に行うようなサポート等を行っておりますが、関係会社の受注状況や経営環境等に不測の事態等が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

c. 特定パッケージへの依存

当社グループは多様なサービスをパッケージ化して提供しておりますが、特にビジネスモデルパッケージの「ハイスピード工法」（事業提携先：ハイスピードコーポレーション株式会社）及び「R+house」については、以下の表に記載のとおり、売上高全体に占める割合が高くなっております（初期導入フィー、会費、ロイヤルティ等すべての売上高の合計割合）。

提出日現在において上記事業提携先との関係性は良好であります。事業提携先との契約が解除された場合、当社グループにとって不利な契約改定が行われた場合、契約期間満了後に契約が継続されない場合、事業提携先の経営状態等が著しく悪化し事業継続が困難となった場合等においては、会員企業への各種パッケージの提供等に影響を及ぼす可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

	売上高構成比	
	2020年4月期	2021年4月期
ハイスピード工法	12.2%	8.6%
R+house	33.0%	30.6%
その他	54.8%	60.8%
合計	100.0%	100.0%

今後は新しい商品を継続的に開発、提供をすることによる商材ラインナップの拡充により、「ハイスピード工法」及び「R+house」への依存度は徐々に低下していくことを見込んでおりますが、現時点におきましては、「ハイスピード工法」及び「R+house」の依存度が高いことには変わりはなく、不測の事態等により、「ハイスピード工法」及び「R+house」の新規会員企業獲得や会員企業の受注状況等に影響が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

d. 新規サービスや新規事業

当社グループは住宅・不動産の資産価値の維持・向上に向けて、その解決策となる新規サービス、新規事業に取り組んでおります。これにより、新たな費用（人件費、システム開発費、広告宣伝費など）の発生、費用増に伴う利益率の低下の可能性があります。新規サービス、新規事業が計画通りに進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスク

a. 小規模組織

当社グループは、従業員数238名（2021年4月30日現在）と小規模組織であり、内部管理体制もこのような規模に応じたものになっております。当社グループは重要ポストへの人材登用、業務内容に応じた適切な人材配置を行っており、現時点の規模においては、適切かつ組織的な対応に適した人員であると考えております。また、今後は事業の拡大に合わせて、人材の育成、人員の増強及び内部管理体制の一層の充実を図る予定であります。

しかしながら、何らかの事情により相当数の従業員が短期間のうちに退職する場合や、人材の確保、育成が予定どおり進まない場合には、業務運営の効率性が低下する恐れがあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

c. 人材の獲得及び育成

当社グループが今後事業をさらに拡大し、成長を続けていくためには、当社だけではなく関係会社においても優秀な人材の確保が重要課題となっております。こうした人材の確保が計画どおりに進まなかった場合、育成が計画どおりに進まず、あるいは重要な人材が社外に流出した場合には、競争力の低下や事業の拡大の制約要因が生じる可能性があり、この場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループ会社は2020年12月に新たな経営体制に移行し、組織体制を刷新いたしました。過去の組織に対する反省から、多様性を重視し、優秀な人材がより活躍できる環境の構築を図っております。さらに若手の育成や人材獲得も継続して行うことで、当該リスクの発生可能性の低減を図ってまいります。

(4) その他のリスク

a. 自然災害等による影響

当社、会員企業及び事業提携先が、地震、津波、台風等の自然災害や、事故、火災等による人的・物的な被害を受けた場合、あるいはそれらの自然災害等の影響で正常な事業活動が阻害された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

b. 社会情勢、経済環境の変化による影響

ウッドショックと言われる木材輸入量の縮小による不足資材がもたらす資材価格の高騰が続いた場合、会員企業である工務店においては、販売価格に転嫁を余儀なくされ、受注、着工棟数の減少に繋がることが考えられます。会員企業の受注状況等に影響が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、当社グループ及び会員企業の事業活動（営業、物流、製造など）に支障が生じた場合、また人的被害が拡大した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。当社グループでは予防や拡大防止に対して適切な管理体制を構築してまいります。

c. 新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社は、当社グループの役員、従業員及び社外協力者に対するインセンティブを目的として新株予約権を付与しております。2021年6月30日現在、新株予約権の目的である株式の数は1,728,900株であり、当社発行済株式総数37,182,800株の4.6%に相当しております。これら新株予約権又は今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、当社の株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

d. 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当連結会計年度において、第三者委員会の調査費用や、過年度決算の訂正にともなう追加監査費用等を特別損失に計上いたしました。また、当社連結子会社が保有する固定資産（モデルハウスの建物など）について、回収可能性を検討し、現在の事業環境及び将来の収益見込み等を勘案した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回っている固定資産について、減損損失を特別損失として計上することといたしました。

これらの結果、653,091千円の当期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

一方で、当社は、株式会社くふうカンパニーが2021年4月15日から実施しておりました当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が2021年5月28日をもって終了し、本公開買付けが成立したとの報告を受けました。また、株式会社くふうカンパニーを割当予定先として第三者割当による新株式の発行を行うことに関して、2021年6月4日に株式会社くふうカンパニーから総額1,897,720,800円の払込みが完了いたしました。当社グループの資金残高や今後の営業キャッシュ・フローの見通しなどから今後の事業の展開・継続に必要な当面の資金繰りについての懸念はなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

e. 上場廃止リスク等について

当社株式は、2020年11月28日付で、株式会社東京証券取引所から、以下のとおり特設注意市場銘柄に指定されております。

特設注意市場銘柄指定の理由

株式会社東京証券取引所から以下の指摘を受けております。

「ハイアス・アンド・カンパニー株式会社（以下「同社」という。）は、2020年8月31日、第三者委員会の設置等について開示し、また、同年9月29日に新規上場前からの不適切な会計処理（以下「不適切会計」という。）に関する第三者委員会の中間調査報告書を開示、さらに、同年9月30日、過年度の決算短信等の訂正を開示するとともに、監査報告書の意見不表明等について開示しました。これらの開示等を受け、同日、当取引所は、同社が提出した新規上場申請及び上場市場の変更申請に係る宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行ったおそれがあると判断し、同社株式を監理銘柄（審査中）に指定しました。その後、同社は、2020年10月26日、不適切会計に関する第三者委員会の最終調査報告書及び2021年4月期第1四半期の四半期連結財務諸表について限定付結論の四半期レビュー報告書を受領した旨を開示し、さらに、同年11月16日、新経営体制等について開示しました。

これらの開示等を受け、以下の状況が明らかとなりました。

- ・同社が、同社株式の当取引所マザーズへの新規上場申請及びその後の当取引所本則市場への上場市場の変更申請において、当取引所に提出する書類の記載に漏れがなく、かつ、すべて真実である旨の宣誓書を提出していたにもかかわらず、申請書類に虚偽の財務諸表を記載し、審査過程での照会に繰り返し虚偽の書面回答を行い、さらに報告すべき事項が追加発生した際もその報告を怠っていたこと
- ・一方で、不適切会計による過年度決算の訂正規模は、通期売上高の最大訂正額でも17百万円の減額にとどまるなど、財務数値の虚偽の程度は限定的であり、新規上場及び市場変更に係る数値基準の未達もなかったと考え

られること、また、訂正後の過年度の財務諸表に対する監査意見は意見不表明であるものの、第三者委員会の最終調査報告書の内容及び2021年4月期第1四半期の四半期連結財務諸表に対する四半期レビューが限定付結論であること等を踏まえ、訂正規模が大幅に拡大する可能性は相当程度低いと考えられること

- ・ 監査法人から誠実性に深刻な疑義ありと指摘され意見不表明の原因となった同社元代表取締役社長をはじめ、不適切会計に関与又は認識した同社取締役及び監査役の全員が、昨年12月末までに同社取締役及び監査役を辞任する見込みであること

以上を総合的に勘案すると、同社が提出した新規上場申請及び上場市場の変更申請に係る宣誓書において宣誓した事項について、重大な違反を行ったとして上場廃止が相当であるとまでは認められないことから、同社株式について、監理銘柄（審査中）の指定を解除することとします。

一方で、同社が、新規上場申請及び上場市場の変更申請に係る宣誓書において宣誓した事項について違反していた背景として、本件では主に以下の点が認められました。

- ・ 同社では、同社元代表取締役社長を含むほとんどの取締役が、上場審査をすり抜ける目的で不適切会計について関与又は認識するなど、内部統制が無効化されていたこと
- ・ 同社元代表取締役社長を始めとする取締役の一部は、新規上場審査及び市場変更審査において虚偽の回答をしたのみならず、不適切会計の発覚後の段階においても、日本取引所自主規制法人に対する虚偽の説明や監査法人の監査手続の妨害といった隠蔽工作を行うなど、信頼性のある財務報告を行う意識や市場関係者に対する誠実性が著しく欠如していたこと
- ・ 取締役会は、同社元代表取締役社長等が参加する別の会議において実質的に決定された内容を追認する形で運営されるなど形骸化しており、取締役の業務執行に対する監督機能が十分に発揮されていなかったこと
- ・ 常勤監査役は、不適切会計の一部を認識していたにもかかわらずこれを是正する対応を行わないなど、監査役としての監視機能を果たしていなかったこと
- ・ 営業部門を牽制すべき財務経理部門が営業部門のサポート的な役割を担っていたほか自ら不適切会計に関与するなど社員のコンプライアンス意識も欠如しており、また、稟議の形骸化や契約書の軽視が蔓延していたなど、不適切会計の実行を可能とする土壌が生じていたこと

以上を総合的に勘案すると、本件は、同社が内部管理体制の重大な不備により新規上場申請及び上場市場の変更申請に係る宣誓書において宣誓した事項について違反を行ったものであり、同社の内部管理体制等については改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特設注意市場銘柄に指定することとします。

特設注意市場銘柄指定期間

2020年11月27日から原則1年間とし、1年後に当社から内部管理体制確認書を提出、株式会社東京証券取引所が内部管理体制等の審査を行い、内部管理体制等に問題があると認められない場合には指定が解除になります。一方で、内部管理体制等に問題があると認められる場合には、原則として上場廃止となります。ただし、その後の改善が見込まれる場合には、特設注意市場銘柄の指定を継続し、6ヵ月間改善期間が延長されます。なお、特設注意市場銘柄指定中であっても内部管理体制等の改善見込みがなくなったと認められる場合には、上場廃止となります。

今後の対応

当社は第三者委員会の指摘を受け、2020年9月30日付で経営体制を刷新しました。更に社外取締役の拡充やガバナンスの強化を図るために2020年12月23日開催の臨時株主総会での承認をもって新経営体制に移行しました。また、2020年10月30日付「再発防止策等に関するお知らせ」にて発表した再発防止策を確実に実行するために、リスタート委員会を設置し、当委員会の分科会により具体的な活動を推進しております。また、2021年7月29日開催予定の当社第17期定時株主総会での承認を前提として、更なるコーポレートガバナンスの強化を目的に、監査等委員会設置会社へ移行し、経営体制を刷新いたします。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛や企業活動の自粛により、深刻な打撃を受けました。1回目の緊急事態宣言後は、政府による経済回復に向けての様々な施策により、一旦は個人消費が回復する兆しがあったものの、2021年1月に2回目、2021年4月に3回目の緊急事態宣言が発令され、また、今後も雇用の悪化や経済活動の混乱が予想されることから、先行きについては厳しい状況が続くと見込まれております。

当社グループの事業領域にかかわる住宅不動産業界におきましては、1回目の緊急事態宣言後には、段階的な経済活動の再開とともに回復の兆しがあり、新設住宅着工戸数全体では前年比マイナスなものの、持ち家に関しては2020年11月から6か月連続で前年同月比プラスとなりました。しかしながら再度の緊急事態宣言により、消費マインドの低下が懸念され、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社では、過年度に不適切な会計が行われていた可能性があることが2020年7月に発覚し、その後、第三者委員会の調査により内容が明らかになりました。また、2020年9月30日に代表取締役役に就任した当社前代表取締役が、2020年10月1日付で所定の手続きを経ることなく独断で職務権限を超える金額の支払約定書に署名した可能性が判明し、2021年2月に設置した第三者委員会の調査によりその内容が明らかになりました。一連の不祥事に関わった経営陣はその経営責任を明確にするために辞任をし、当社は2020年12月23日の臨時株主総会を経て新経営体制に移行いたしました。当社といたしましては、この事態を深く反省し、第三者委員会の最終報告の結果や再発防止策の提言を真摯に受け止め、新経営体制の元で、ガバナンスの抜本的改革、業務処理統制の強化、役職員の意識改革などの再発防止策に真摯に取り組んでおります。

このような事業環境ではありますが、当社グループは2020年6月15日に発表した「2021年4月期 - 2023年4月期中期経営計画」に基づき、主力の高性能デザイナーズ住宅「R+house」事業の強化、次なるコアビジネスの育成、安定した収益基盤の構造の確立を目指した事業活動をおこなってきました。

主力の「R+house」事業においては、コロナ禍での経済状況を加味し、2020年5月の新規会員企業の獲得の減少および2020年10月までの受注の減少を織り込んだ予想としていました。しかし、コロナ禍における消費者ニーズの変化を捉えた「新しい生活様式」に対応する建築家のプランの提案およびオンライン面談を積極的に進めた結果、2020年6月以降は受注実績が前年とほぼ同等まで回復いたしました。

また、次のコアビジネスの一つと位置付けている造園・エクステリア・外構事業「GARDENS GARDEN」では新規会員が順調に増加しております。今までの会員企業は主に住宅会社でしたが、当連結会計年度においては、新築及びリフォーム時に庭や外構の提案を住宅会社と連携しておこなう建設会社の加盟も増加いたしました。また、「R+house」と「GARDENS GARDEN」の両方に加盟している住宅会社のうち、「R+house」の営業時に「GARDENS GARDEN」の庭・外構提案を全棟に対しておこなっている住宅会社は、コロナ禍にもかかわらず受注件数が前年比で大幅に成長しているなど、「R+house」と「GARDENS GARDEN」のシナジー効果も表れてきております。

販売費及び一般管理費については、「R+house」のTV CMを一部の地域で開始するなど、マーケティング活動を積極的に進める一方、オンラインによる面談を増やすことで出張旅費を抑える等して効率的な使用に努めました。

以上の結果、当連結会計年度の財政状態及び営業成績等の概要は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

区分	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	増減	増減率 (%)
資産合計(千円)	3,960,417	3,776,169	184,247	4.7
負債合計(千円)	2,668,895	3,135,887	466,992	17.5
純資産合計(千円)	1,291,522	640,281	651,240	50.4

b. 経営状態

区分	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	増減	増減率 (%)
売上高(千円)	7,913,602	8,333,582	419,979	5.3
営業利益(千円)	184,410	340,687	156,277	84.7
経常利益(千円)	174,428	352,741	178,312	102.2
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失() (千円)	17,245	653,091	670,336	-

c. セグメント経営成績

売上高

区分	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	増減	増減率 (%)
コンサルティング事業 (千円)	6,843,371	6,586,740	256,630	3.8
建設施工事業(千円)	1,350,090	2,063,663	713,573	52.9
その他(千円)	23,780	9,803	13,976	58.8
調整額(千円)	303,640	326,624	22,984	-
合計(千円)	7,913,602	8,333,582	419,980	5.3

営業利益

区分	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	増減	増減率 (%)
コンサルティング事業 (千円)	320,656	500,791	180,135	56.2
建設施工事業(千円)	137,577	158,064	20,487	-
その他(千円)	5,499	5,972	11,471	-
調整額(千円)	4,168	3,933	8,101	-
合計(千円)	184,410	340,687	156,277	84.7

キャッシュ・フローの状況

区分	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	増減	増減率 (%)
営業活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	52,661	313,827	366,488	-
投資活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	235,977	111,772	124,204	-
財務活動によるキャッシュ・ フロー(千円)	148,338	217,314	68,976	46.5
現金及び現金同等物の 期末残高(千円)	1,044,322	1,463,691	419,369	40.2

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社グループの事業については、提供する主要なサービスの性格上、受注状況の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	前年同期比(%)
コンサルティング事業(千円)	6,305,934	4.3
建築施工事業(千円)	2,027,443	53.6
その他(千円)	203	96.8
合計(千円)	8,333,582	5.3

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析、検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

財政状態及び経営成績等の状況に関する分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績は次のとおりであります。

a. 経営成績等

・ 財政状態の分析

(資産)

当社グループは、ノウハウを蓄積し、会員企業に横展開することを目的として、消費者向けに「R+house」の建築施工を行う会社として、2017年3月に株式会社ウェルハウジング、2018年8月に株式会社LHアーキテクチャを子会社化しております。これらの子会社において「R+house」の販売手法について効果検証を行っておりますが、「R+house」と土地を合わせて販売する手法についても検証するために、第16期連結会計年度において販売用不動産を取得いたしました。

当連結会計年度末の総資産は前連結会計年度末に比べ184百万円減少し、3,776百万円となりました。その主な要因は、現金及び預金が415百万円増加した一方、上記取り組みによってモデルハウス及び販売用不動産を売却し、有形固定資産が334百万円減少し、販売用不動産が211百万円減少したことによるものです。

(負債)

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ466百万円増加し、3,135百万円となりました。その主な要因は、短期借入金が増加したことによるものです。

(純資産)

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ651百万円減少し、640百万円となりました。その主な要因は、親会社株主に帰属する当期純損失653百万円によるものです。

・ 経営成績等の分析

(売上高及び営業利益)

当連結会計年度における売上高は8,333百万円(前期比5.3%増)となりました。主力の高性能デザイナーズ住宅R+house事業において、会員企業の成果に連動するロイヤルティ等が引続き伸長しております。また、実際にR+houseの建築施工を行うことでノウハウを構築するために設立した株式会社ウェルハウジング及び株式会社LHアーキテクチャにおいても、受注が増加しています。

売上原価は4,141百万円(前期比14.2%増)となりました。売上原価の多くは事業提携先へのフィーの分配で、サービスや収益形態ごとにその分配の割合が設定されており、基本的に売上高に連動します。当連結会計年

度においては、原価率の高いサービスが前期比で増加した結果、売上総利益は4,192百万円（前期比2.2%減）となりました。

販売費及び一般管理費は、3,851百万円（前期比6.1%減）となりました。主な要因は、「R+house」のTV CMを一部の地域で開始するなど、マーケティング活動を積極的に進める一方、オンラインによる面談を増やすことで出張旅費を抑える等して効率的な使用に努めたことによります。この結果、営業利益は340百万円（前期比84.7%増）となりました。

（営業外損益及び経常利益）

営業外損益は、12百万円（純額）の利益となりました。営業外収益が助成金収入や保険解約返戻金等により合計46百万円（前期比2,753.8%増）となった一方、営業外費用は市場変更関連費用や支払利息等により合計34百万円（前期比199.7%増）となりました。この結果、経常利益は352百万円（前期比102.2%増）となりました。

（税金等調整前当期純損益）

特別損益は、964百万円（純額）の損失となりました。特別利益が固定資産売却益により合計1百万円（前期の特別利益はありません）となった一方、特別損失は訂正関連費用引当金繰入額や減損損失等により965百万円（前期比前期比3,861.3%増）となりました。訂正関連費用引当金繰入額は、第三者委員会の調査費用や、過年度決算の訂正にともなう追加監査費用等になります。減損損失は、当社連結子会社が保有する固定資産（モデルハウスの建物など）について、回収可能性を検討し、現在の事業環境及び将来の収益見込み等を勘案した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回っている固定資産について、損失を計上したのになります。この結果、税金等調整前当期純損失は611百万円（前期の税金等調整前当期純利益は150百万円）となりました。

（法人税等）

法人税等合計は33百万円となりました。これは法人税、住民税及び事業税が91百万円、法人税等調整額が58百万円となったことによるものであります。

（親会社株主に帰属する当期純損益）

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純損失は653百万円（前期の親会社株主に帰属する当期純利益は17百万円）となりました。

b. セグメントごとの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

・コンサルティング事業

コンサルティング事業における当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響があるものの、「R+house」の受注が回復傾向になってきたこと、および出張旅費を抑える等して販売費及び一般管理費を効率的に使用したことから、売上高は6,586百万円（前期比3.8%減）、営業利益は500百万円（前期比56.2%増）となりました。

・建築施工事業

建築施工事業における当連結会計年度は、「R+house」の受注数、着工数が順調に増え、売上高が増加しております。しかしながら、2020年11月に千葉県かしわ沼南住宅展示場、2021年4月には茨城県古河住宅公園の住宅総合展示場にモデルハウスを出店するなど、投資としてのコストが先行していることから売上高は2,063百万円（前期比52.9%増）、営業損失は158百万円（前期の営業損失は137百万円）となりました。

・その他

その他における当連結会計年度は、不動産特定共同事業等に関する支援業務等として、売上高は9百万円（前期比58.8%減）、営業損失は5百万円（前期の営業利益は5百万円）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動による資金の増加313百万円、投資活動による資金の減少111百万円、財務活動による資金の増加217百万円により、前連結会計年度末に比べ合計419百万円増加しました。この結果、当連結会計年度末には1,463百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動による資金の増加は、313百万円（前連結会計年度は52百万円の減少）となりました。これは主に、税金等調整前当期純損失611百万円があった一方、減価償却費212百万円、のれん償却額

115百万円、減損損失251百万円、販売用不動産の売却による収入211百万円、仕入債務の増加による資金増99百万円等があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動による資金の減少は、111百万円(前連結会計年度は235百万円の減少)となりました。これは主に、有形固定資産の売却による収入160百万円、保険積立金の解約による収入54百万円があった一方、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出321百万円等があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動による資金の増加は、217百万円(前連結会計年度は148百万円の増加)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出299百万円があった一方、短期借入金の純増加額456百万円等があったことによるものです。

b. 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループは、事業運営上必要な資金を確保しつつ、金融情勢の変化に機動的に対応できる流動性を維持することを基本方針としております。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、提携先への収益分配フィーの支払い及び販売費および一般管理費であります。投資を目的とした資金需要としては、「R+house」のブランディング推進としての住宅総合展示場への出展、グループ会社における店舗の新規出店等によるものであります。運転資金や投資資金については、自己資金及び金融機関からの借入により調達する予定であります。当社グループは取引金融機関4行と当座貸越契約を締結しており、当連結会計年度末の契約総額は950百万円、借入未実行残高は350百万円となっており、資金の流動性は十分に確保されております。なお、グループ会社の資金については当社にて一元管理しており、必要に応じて当社より資金を融通しております。

今後も投資効率を考慮しつつ適時に投資計画を実行するため、資金の流動性確保と財務体質の向上に努めていく所存です。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに係る仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、資産及び負債または損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

(繰延税金資産)

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいて課税所得を見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

(固定資産の減損処理)

当社グループは、モデルハウスなどの固定資産を保有しております。固定資産のうち、減損の兆候が認められる資産又は資産グループについては、回収可能価額(当該資産又は資産グループから得られる割引後将来キャッシュ・フローの総額もしくは当該資産又は資産グループの正味売却価額のいずれか高い方の金額)が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、減損した当該金額を減損損失として計上することとなります。そのため、当該資産又は資産グループが属する事業の経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損損失が発生する可能性があります。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、ROE（株主資本利益率）と売上総利益を重要な指標として位置付けております。

当連結会計年度におけるROEは 71.2%（前期比72.6%減）、売上総利益は4,192百万円（前期比2.2%減）となりました。引き続きこれらの指標の向上に取り組んでまいります。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 事業提携契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	事業・サービスの名称	契約締結日	契約期間	契約内容
当社	株式会社安成工務店	山口県下関市	ビジネスモデルパッケージ	2006年1月31日	2006年2月1日～2009年1月31日 以降1年毎の更新	ウィルスタイル事業における業務提携
当社	ハイスピードコーポレーション株式会社	愛媛県松山市	ビジネスモデルパッケージ	2008年7月1日	2008年7月1日～2009年6月30日 以降1年毎の更新	HySPEED工法に関する業務委託契約(注)1
当社	株式会社日本MLS開発(注)2	福岡市博多区	経営効率化パッケージ	2011年4月26日	2011年4月1日～2013年3月31日 以降1年毎の更新	エージェント・マスター・サービスに関する業務提携
当社	株式会社デコス	山口県下関市	ビジネスモデルパッケージ	2012年7月26日	2012年7月26日～2015年7月25日 以降1年毎の更新	デコスドライ工法に関する業務提携
当社	株式会社ネイブレイン	愛知県岡崎市	ビジネスモデルパッケージ	2014年7月11日	2014年7月11日～2015年7月10日 以降1年毎の更新	トチスマ・ショップ事業に関する業務提携
当社	株式会社安成工務店	山口県下関市	ビジネスモデルパッケージ	2018年1月5日	2018年1月5日～2019年1月4日 以降1年毎の更新	地方創生まちづくりネットワーク事業に関する業務提携
当社	有限会社グラスハウス	香川県高松市	その他	2019年1月15日	2019年1月15日～2020年1月14日 以降1年毎の更新	ガーデンズ事業に関する業務提携

(注) 1. HySPEED工法の特許権に関して、当社に対して独占的通常実施権を設定する合意書を、2013年2月7日に締結しております。

2. 契約締結時における相手先の名称は「株式会社大好産業」でありましたが、同社グループの組織再編に伴い、株式会社日本MLS開発に地位承継されております。

(2) 販売代理契約

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	事業・サービスの名称	契約締結日	契約期間	契約内容
当社	株式会社安成工務店	山口県下関市	ビジネスモデルパッケージ	2006年4月13日	2006年4月13日～2007年4月12日 以降1年毎の更新	ウィルスタイル事業における業務提携

5【研究開発活動】

当社グループは、住宅不動産業界における顧客構造や業界内のネットワーク及び一般消費者との膨大な相談事例を基に、行政や大学・研究機関と共同で分析を行い、住宅不動産購入運用希望者・住宅不動産供給者双方に価値のある最新の情報や最適なサービスを提供すべく、ハイアス総研という社内プロジェクトを立ち上げており、このハイアス総研プロジェクトを主体に、「業界のシンクタンク」としての情報収集分析・研究開発機能を有しております。

当社グループにおける研究開発活動は、ハイアス総研プロジェクトの属する事業開発部門が業務の一環として行っており、その主体を担っております。事業開発部門では、住宅・不動産に関わる要素技術の開発に加え、新商品の開発を行っております。新商品の開発においては、事業開発部門が単独で活動するのではなく、企画・開発・パッケージ化するまでの全過程において、顧客企業と直接接する立場にある営業部門と緊密に連携を図りながら、商品化を進めております。2020年7月には、住宅会社の工務部門を全国規模のネットワークで変革する「BECK 工務ビジネスアカデミー」をリリースいたしました。

当連結会計年度における研究開発費の金額につきましては、当社グループの研究開発活動が事業開発部門の業務の一環として行われているものであることから、区分計上しておりません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、のれんを除く無形固定資産への投資も含め、総額は326百万円となっております。セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) コンサルティング事業

当連結会計年度の主な設備投資は、当社においてソフトウェア開発等として、総額213百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度においてモデルハウス143百万円を売却し、売却損2百万円を計上しております。

(2) 建築施工事業

当連結会計年度の主な設備投資は、株式会社ウェルハウジングにおいて、千葉県柏市及び茨城県古河市の住宅総合展示場への「R+house」の出展等として、総額125百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における当社グループの主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年4月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)							従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械及び 装置	工具、 器具及び 備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都 品川区)	コンサル ティング 事業	事務所設 備等	118,466	4,432	48,102	-	27,478	225,724	424,204	153 (28)
本社 (茨城県守 谷市ほか)		モデルハ ウス	82,238	-	1,010	48,300 (1,008㎡)	-	-	131,548	

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 上記の他、本社建物を賃借しており、年間賃借料は186,124千円であります。
 4. 従業員の()は、臨時雇用者数を外書しております。
 5. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。
 6. リース資産は、無形固定資産分を含めております。

(2) 国内子会社

2021年4月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメン ト名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、 器具及び 備品	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
株式会社 ans	ans熊本 本店 (熊本県 熊本市中 央区) (注)3	コンサル ティング 事業	店舗 (賃借)	1,563	117	55	-	-	1,735	3

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、 器具及び 備品	リース 資産	ソフト ウエア	その他	合計	
株式会社 ans	ans熊 本南店 (熊本県 熊本市南 区)	コンサル ティング 事業	店舗 (賃借)	1,471	523	58	-	-	2,053	3
株式会社 ans	ans浜 松店 (静岡県 浜松市東 区)	コンサル ティング 事業	店舗 (賃借)	10,862	771	170	-	-	11,804	2 (1)
株式会社 ans	ans静 岡南店 (静岡県 静岡市駿 河区)	コンサル ティング 事業	店舗 (賃借)	10,486	924	325	-	-	11,735	3
一般社団 法人住宅 不動産資 産価値保 全保証協 会	本社 (東京都 品川区)	コンサル ティング 事業	ソフト ウエア	-	-	-	4,762	53	4,816	-
株式会社 K-コンサル ティング	本社 (千葉県 柏市)	コンサル ティング 事業	事務所 設備等	20,335	455	2,764	-	200	23,756	4 (3)
株式会社 ウェルハ ウジング	本社 (茨城県 守谷市)	建築施 工事業	モデル ハウス 事務所 設備等	150	0	0	0	0	151	21 (3)
株式会社 LHアーキ テクチャ	成田店 (千葉県 成田市)	建築施 工事業	事務所 設備等	0	0	-	0	0	0	2 (4)
株式会社 LHアーキ テクチャ	大分店 (大分県 大分市)	建築施 工事業	モデル ハウス 等	0	0	-	0	0	0	7 (1)
株式会社 LHアーキ テクチャ	幕張店 (千葉県 千葉市)	建築施 工事業	モデル ハウス 等	0	0	-	-	-	0	4 (3)
SUNRISE 株式会社	本社 (長野県 松本市)	建築施 工事業	ショー ルーム 事務所 設備等	0	0	-	-	-	0	7 (3)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 提出会社から貸与中の建物及び構築物346千円、工具、器具及び備品124千円を含んでおります。
4. 従業員の()は、臨時雇用者数を外書しております。
5. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額(千円)		資金調達 方法	着手及び 完了予定年月日		完成後の 増加能力
				総額	既支払額		着手	完了	
株式会社 ans	新店舗 (熊本県 荒尾市 他)	コンサル ティング 事業	店舗設備他	107,000	47,011	増資資金 及び 自己資金	2017年 11月	未定	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	66,960,000
計	66,960,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年4月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年7月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	23,345,700	23,431,200	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社の標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
計	23,345,700	23,431,200	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2021年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第4回新株予約権（取締役及び従業員分）

決議年月日	2013年4月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社従業員 26
新株予約権の数（個）	220[180]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 396,000[324,000]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	84（注）2
新株予約権の行使期間	自 2015年4月17日 至 2022年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 84 資本組入額 42
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日（2021年4月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年6月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末現在では1,800株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとします。

2．当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が株式分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うこととします。

3．新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役もしくは従業員、または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。

4．当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社は、2017年5月1日付及び2018年3月1日付で、それぞれ普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権

決議年月日	2015年12月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 78
新株予約権の数(個)	31,500 [30,000] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 283,500 [270,000] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	84 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2017年12月9日 至 2025年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 84 資本組入額 42
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、事業年度末現在では9株であります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、当社が他社と合併を行い新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うこととします。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の監査役もしくは当社と顧問契約を締結している場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社は、2017年5月1日付及び2018年3月1日付で、それぞれ普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権

決議年月日	2019年5月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役、監査役及び従業員 132 当社子会社の取締役及び従業員 35
新株予約権の数(個)	1,680(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 168,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	291[281](注)3
新株予約権の行使期間	自 2020年8月1日 至 2029年6月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 291[281](注)3 資本組入額 146[141](注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続、譲渡、担保権の設定その他の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年6月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(または合併)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。さらに、上記のほか、本新株予約権の

割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 当社は、2021年6月4日を払込期限とする第三者割当増資を実施いたしました。当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行を行ったこととともない、上記算式に基づき発行価格の調整を行っております。
4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2020年4月期から2022年4月期までのいずれかの事業年度において、当社の営業利益が10億円を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記における営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）における営業利益の金額を参照するものとし、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上される場合には、これによる影響を営業利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、（注）4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（注）6（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）3に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
(注)4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
(注)5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第10回新株予約権

決議年月日	2019年5月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役、監査役及び従業員 63 当社子会社の取締役及び従業員 20
新株予約権の数(個)	10,400
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,040,000[966,900]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	291[281](注)3
新株予約権の行使期間	自 2019年6月13日 至 2029年6月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 291[281](注)3 資本組入額 146[141](注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続、譲渡、担保権の設定その他の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年4月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2021年6月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または合併)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 当社は、2021年6月4日を払込期限とする第三者割当増資を実施いたしました。当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行を行ったこととともない、上記算式に基づき発行価格の調整を行っております。
4. 新株予約権の行使の条件
- 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた金額を下回った場合には、残存するすべての本新株予約権を行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権の取得に関する事項
- 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- 新株予約権者が権利行使をする前に、（注）4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（注）6（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）3に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
（注）4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
（注）5に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2015年12月14日 (注)1	普通株式 259,500 甲種類株式 213,000	普通株式 1,861,500		114,250		14,250
2016年4月4日 (注)2	普通株式 430,600	普通株式 2,292,100	188,172	302,422	188,172	202,422
2016年4月25日 (注)3	普通株式 70,000	普通株式 2,362,100	30,590	333,012	30,590	233,012
2016年4月30日 (注)4	普通株式 20,000	普通株式 2,382,100	6,000	339,012	6,000	239,012
2016年5月1日 ~2017年4月30日 (注)4	普通株式 100,000	普通株式 2,482,100	17,100	356,112	17,100	256,112
2017年5月1日 (注)5	普通株式 4,964,200	普通株式 7,446,300		356,112		256,112
2017年5月2日 ~2018年2月28日 (注)4	普通株式 48,600	普通株式 7,494,900	5,577	361,689	5,577	261,689
2018年3月1日 (注)5	普通株式 14,989,800	普通株式 22,484,700		361,689		261,689
2018年3月2日 ~2018年4月30日 (注)4	普通株式 99,000	普通株式 22,583,700	3,150	364,839	3,150	264,839
2018年5月1日 ~2019年4月30日 (注)4	普通株式 735,000	普通株式 23,318,700	67,581	432,420	67,581	332,420
2019年5月1日 ~2020年4月30日 (注)4	普通株式 21,600	普通株式 23,340,300	907	433,327	907	333,327
2020年5月1日 ~2021年4月30日 (注)4	普通株式 5,400	普通株式 23,345,700	226	433,554	226	333,553
2021年6月4日 (注)6	普通株式 13,751,600	普通株式 37,097,300	948,860	1,382,414	948,860	1,282,413

(注)1. 定款に基づき甲種類株式の取得条項を行使したことにより、2015年12月14日付で甲種類株式213,000株を自己株式として取得し、対価として普通株式259,500株を交付しております。また同日の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有する甲種類株式をすべて消却しております。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 950円
引受価額 874円
資本組入額 437円
払込金総額 376,344千円

3. 有償第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 950円
引受価額 874円
資本組入額 437円
払込金総額 61,180千円

割当先 S M B C 日興証券株式会社

4. 新株予約権の権利行使による増加であります。

5. 株式分割(1:3)によるものであります。

6. 第三者割当増資

発行価格 138円

資本組入額 69円

払込金総額 1,897,720千円

割当先 株式会社くふうカンパニー

7. 2021年6月5日から2021年6月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が85,500株、資本金が3,591千円及び資本準備金が3,591千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	3	22	56	23	16	4,464	4,585	-
所有株式数 (単元)	20	7,244	10,375	45,106	9,639	265	160,769	233,418	3,900
所有株式数の割合(%)	0.008	3.103	4.444	19.324	4.129	0.113	68.876	100.000	-

(注) 1. 自己株式172株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に72株含まれております。

2. 「金融機関」には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有している当社株式3,838単元が含まれております。なお、当該株式は、連結財務諸表及び財務諸表において自己株式として表示しております。

(6)【大株主の状況】

2021年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
瀧村聖一	滋賀県大津市	2,222,080	9.52
柿内和徳	東京都新宿区	1,458,250	6.25
川瀬太志	滋賀県大津市	1,241,650	5.32
株式会社HAMAMURA HD	滋賀県大津市池の里21番1号	1,200,000	5.14
株式会社安成工務店	山口県下関市綾羅木新町三丁目7番1号	1,197,000	5.13
大津和行	埼玉県さいたま市緑区	1,082,400	4.64
東新住建株式会社	愛知県稲沢市高御堂一丁目3番18号	720,000	3.08
ハイアス・アンド・カンパニー 株式会社従業員持株会	東京都品川区上大崎二丁目24番9号	703,500	3.01
NOMURA PB NOMINESS LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM	644,500	2.76
中山史章	東京都新宿区	616,930	2.64
計	-	11,086,310	47.49

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

2. 自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)が保有する当社株式52,820株及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)が保有する当社株式331,020株は含まれておりません。

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 100	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,341,700	233,417	同上
単元未満株式	普通株式 3,900	-	-
発行済株式総数	普通株式 23,345,700	-	-
総株主の議決権	-	233,417	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式給交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有している当社株式383,840株が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式72株が含まれております。

【自己株式等】

2021年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) ハイアス・アンド・カンパ ニー株式会社	東京都品川区上大崎 二丁目24番9号	100	-	100	0.00
計		100	-	100	0.00

(注) 自己名義所有株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)が保有する当社株式52,820株及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:株式会社日本カストディ銀行)が保有する当社株式331,020株を含めておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】**1 役員向け株式報酬制度****概要**

当社は、当社の取締役及び監査役（以下「取締役等」という。）の報酬と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、社外取締役を除いた取締役にあっては中長期的な業績の向上と企業価値の向上に貢献する意識を高めること、社外取締役にあっては監督を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めること、監査役（社外監査役を含む。）にあっては監査を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的として、「役員向け株式交付信託」制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、取締役等に対して、当社が定める役員株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、信託を通じて当社株式を交付する制度であります。

取締役等に交付する予定の株式の総数

114,600株

本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

役員株式交付規程の定めにより財産給付を受ける権利を取得した取締役等が対象であります。

2 従業員向け株式報酬制度**概要**

当社は、当社従業員並びに当社子会社取締役及び従業員（以下「従業員等」という。）が、株価及び業績向上への関心を高め、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与すること目的として、従業員等に対して当社株式を給付するインセンティブプラン「従業員向け株式交付信託」制度（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた従業員株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員等に対し当社株式を給付する仕組みで、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付する制度であります。

従業員等に交付する予定の株式の総数

331,400株

本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

従業員株式交付規程の定めにより財産給付を受ける権利を取得した従業員等が対象であります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】普通株式

- (1)【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	172	-	172	-

- (注) 1. 保有自己株式数には、「役員向け株式交付信託」及び「従業員向け株式交付信託」が保有する株式数は含めておりません。
2. 当期間における取得自己株式には、2021年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しており、事業基盤の整備状況、業績や財政状態などを総合的に勘案のうえ、配当性向30%を目安として、配当を実施しております。

株主への利益還元の機会を充実させるため、年2回の配当を実施する方針であります。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

しかしながら、当連結会計年度におきましては、第三者委員会の調査費用や、過年度修正の訂正にともなう追加監査費用等を特別損失に計上した結果、当期純利益が大幅な損失となったため、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、事業の持続的な成長を通じて、株主、顧客企業、従業員、地域社会その他ステークホルダー、ひいては広く社会に貢献していくことを経営目標としております。

持続的な成長を実現するためには、経営の効率化を図ると共に健全で透明な経営体制を構築する必要があると考えており、コーポレート・ガバナンスの充実が当社グループにおける重要な経営課題と位置付けております。

企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

() 会社の機関の内容

a. 取締役会

当社取締役会は5名の取締役により構成され、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会においては、業務執行に関する意思決定機関として重要な事項について、必要性、有効性を検討し、コンプライアンスの観点から十分な協議を行い、業務の執行を決定するとともに、取締役の業務執行を監督しております。また、取締役会には監査役も出席し、業務の執行状況について法令又は定款に違反していないかどうかのチェックを行い、取締役の業務執行の適正性をモニタリングしております。

b. 執行役員会

経営に関する重要事項を協議する場として、執行役員会を設置しております。執行役員会は、代表取締役社長、代表取締役社長の指名する取締役及び執行役員により構成されており、取締役会に付議すべき事項、当社グループの執行に関する重要事項について協議しております。

c. 監査役会

当社の監査役会は、社外監査役3名（うち常勤監査役1名）によって構成されております。監査役は経営監査機能の強化の役割を担うとともに、取締役会等において経営全般について助言・提言をすることにより、業務執行に係る意思決定の適正性の確保の役割を担っております。また、取締役会以外の各種会議への出席、業務監査、各種書類の閲覧等を通じて常時経営全般に関する適法性を監査しております。当社では、監査役による監査役会を毎月1回開催し、監査方針及び監査計画並びに監査の状況及び結果について適宜協議を行っております。

d. 内部監査室

代表取締役社長直属の内部監査室が、当社グループ全体を対象として監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査室と監査役が監査を効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

e. リスク管理・コンプライアンス強化委員会

リスク管理・コンプライアンス強化委員会は、企業活動の継続、企業価値の維持・向上、資産の保全、ステークホルダーからの信頼維持を目的としております。リスク管理・コンプライアンス強化委員会は、取締役会のメンバーのほか、オブザーバーとして内部監査室長、内部統制関連部門、総務部長、各部門の責任者等委員長が指名した者によって構成され、当社グループのリスクの識別、評価、対策、計画立案及び対策実施後のモニタリングを行っております。年2回、グループ会社含む全社的リスク管理の状況を取締役会へ報告し、取締役及び取締役会へ提言も行うこととしております。

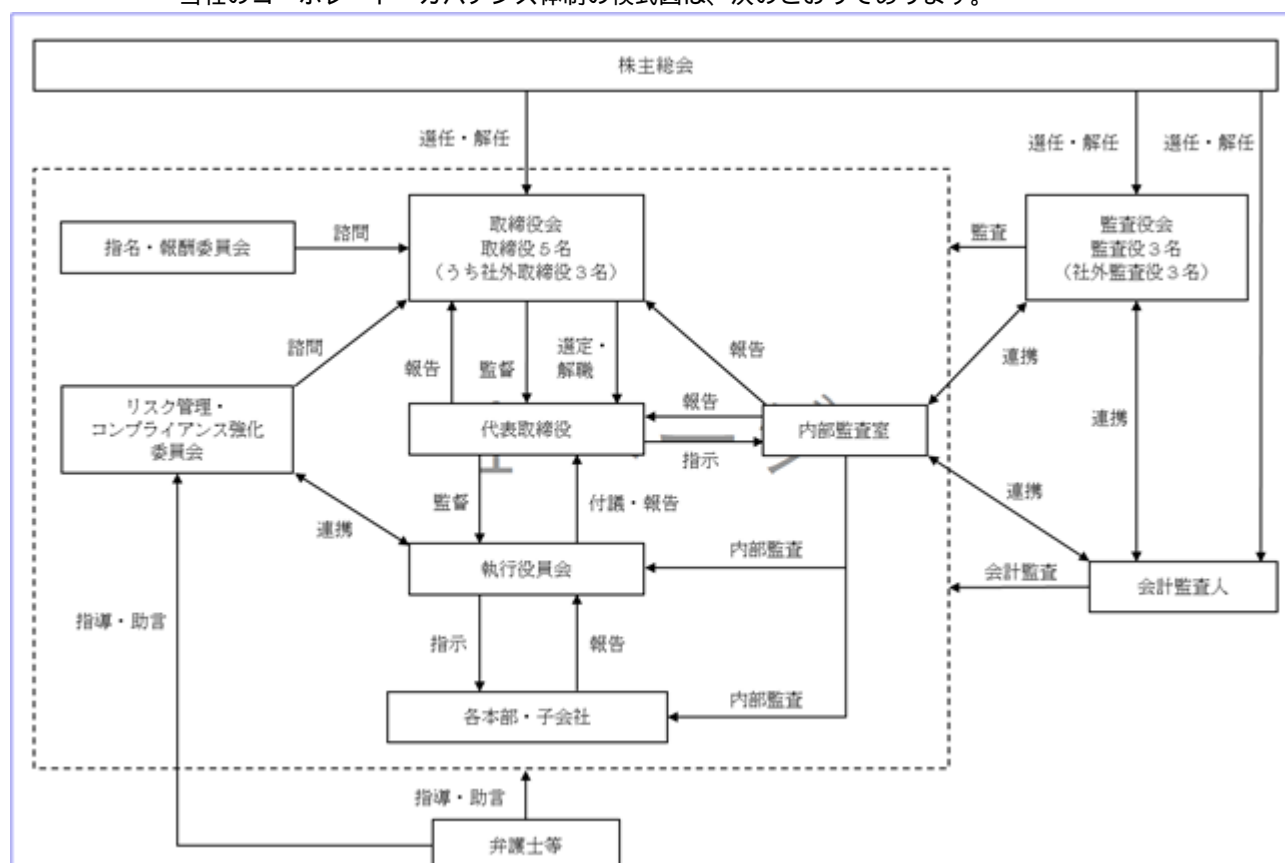
リスク管理・コンプライアンス強化委員会は、2020年11月に、リスク管理だけでなく、コンプライアンス強化も目的として設置したもので、当社グループのリスク管理、リスクへの対応、コンプライアンス強化の為の施策を行うことによって、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいります。

f. 機関の構成員等

役職	氏名	取締役会	執行役員会	監査役会
代表取締役	福島 宏人			
取締役	矢部 智仁			
社外取締役	赤井 厚雄			
社外取締役	森田 正康			
社外取締役	川口 有一郎			
社外監査役(常勤)	朝倉 祐治			
社外監査役	青木 英憲			
社外監査役	辻 高史			

(注) 各機関の長に該当する者には を付けております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりであります。



() 当該体制を採用する理由

当社は、業務執行に対する監督機能の強化を図るため、取締役会が代表取締役をはじめとした取締役、執行役員及びその他主要な職位にある者を指揮・監督し、それら全体を監査役が監督する体制を構築しております。さらに、経営に対する透明性、公正性の確保と監査機能の強化及び充実を図るため、社外取締役及び社外監査役を選任しております。社外取締役及び社外監査役は、それぞれ会社経営者、大学教授、弁護士、公認会計士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、客観的な立場から意見を述べるとともに、企業経営、法務、財務、会計面からの専門的な見解を述べ、経営に関する多角的な議論を行うことで、取締役の業務執行について監督し、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

() 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法の定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針に従って体制を構築・運用しております。

また、内部統制が有効に機能していることを確認するために、代表取締役社長直轄の内部監査室による内部監査を実施すると共に、監査役会、会計監査人とも連携して、その実効性を確保しております。

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針は以下のとおりです。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 「コンプライアンス基本方針」、「コンプライアンス行動指針」を定め、全ての役職員がコンプライアンス経営を理解して責任ある行動をとることを教育・研修活動を通じて周知徹底する。

ロ. 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、役職員は定められた社内規程に従い業務を執行する。

ハ. コンプライアンスの状況は、リスク管理・コンプライアンス強化委員会で定期評価を行い、その結果を取締役に報告するとともに、必要なときは取締役会に提言する。

ニ. 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し運用するものとし、適切に対応する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書取扱規程」、「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。

- ロ．取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ．リスク管理を定める「リスク管理及びコンプライアンス強化に関する規程」を制定し、「リスク管理コンプライアンス強化委員会」を設置することにより、リスク管理体制を構築する。
- ロ．リスク管理・コンプライアンス強化委員会は、グループ会社を含む全社リスク管理の状況を取締役会へ報告し、必要な場合は、取締役及び取締役会へ提言を行う。
- ハ．不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
- ニ．内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ロ．取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を必要に応じ選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役社長の指示の下に業務を執行する。
- ハ．当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制として、執行役員会を設置し、取締役会への定時報告（緊急案件は随時）と監督を受けながら事業計画を実行する。
- ニ．総合予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- e．当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ．グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。
- ロ．グループ会社の管理は経営企画室が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。
- ハ．当社の監査役及び内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。
- f．財務報告の信頼性を確保するための体制
- 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- g．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ．監査役は、経営管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- ロ．取締役及び使用人は、監査役より監査業務に必要な指示を受けた経営管理本部の使用人に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応するものとする。

- h. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - ハ. 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- i. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。
- j. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、内部監査室と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。
 - ロ. 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
- k. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
 - ロ. 経営管理本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
 - ハ. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

() リスク管理体制の整備の状況

当社では、外部環境、天災・火災、取引先の倒産、情報の漏えい、システム障害、訴訟、サービスの品質等様々な事業運営上のリスクについて、「リスク管理・コンプライアンス強化に関する規程」を制定し、これらのリスクにより当社が経営の危機に直面した場合には、代表取締役社長を対策本部長として当該危機を解決・克服又は回避することとしております。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任決議の要件

当社では、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役の全員と当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為又は法令に違反することを認識しながら行った行為等で被保険者自身の損害等は、補償の対象としないこととしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を当社が負担しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性8名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役	福島宏人	1980年3月21日生	2003年4月 株式会社日本エル・シー・エー (現 株式会社エル・シー・エー ホールディングス)入社 2005年3月 当社入社 2012年4月 当社執行役員就任 2016年7月 当社取締役執行役員就任 2019年11月 SUNRISE株式会社取締役就任 2020年12月 当社代表取締役就任(現任)	(注)1	443
取締役	矢部智仁	1964年12月11日生	1987年4月 株式会社リクルート入社 2009年4月 リクルート住宅総研(現SUUMOリ サーチセンター)所長 2014年5月 当社入社 2016年4月 当社執行役員就任 2016年9月 東洋大学大学院経済学研究科公民連 携専攻 客員教授 2018年4月 公益社団法人日本不動産学会 監事 (現任) 2020年12月 当社取締役就任(現任)	(注)1	27
取締役	赤井厚雄	1963年11月24日生	1987年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三 菱UFJ銀行)入行 1992年5月 Kidder, Peabody & Co.入社 1994年5月 モルガン・スタンレー証券会社 (現 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)入社 2008年10月 早稲田大学研究院客員教授 2010年11月 ミュージックセキュリティーズ株式 会社監査役就任 2013年6月 ミュージックセキュリティーズ株式 会社取締役就任 2014年6月 一般社団法人住宅不動産資産価値保 全保証協会理事就任(現任) 2014年7月 当社取締役就任(現任) 2015年2月 株式会社ナウキャスト取締役就任 2016年8月 株式会社ナウキャスト取締役会長就 任(現任) 2017年3月 株式会社スマートプラス常勤監査役 就任(現任)	(注)1	9
取締役	森田正康	1976年1月14日生	2006年12月 株式会社ヒトメディア代表取締役 就任(現任) 2014年4月 Classi株式会社取締役就任(現任) 2014年12月 株式会社エゴラブルアジア(現 株 式会社エアトリ)監査役 就任(現任) 2015年5月 株式会社ヒトトキインキュベーター 代表取締役就任(現任) 2015年9月 English Central Inc.取締役就任 (現任) 株式会社オープンエイト取締役就任 (現任) 2016年7月 当社取締役就任(現任) 2019年1月 株式会社アルビレックス新潟取締役 就任(現任)	(注)1	22

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	川口有一郎	1955年5月3日生	1992年4月 明海大学不動産学部 教員 1996年4月 明海大学不動産学部 助教授 1996年4月 英国ケンブリッジ大学土地経済学部 客員研究員 1999年4月 明海大学不動産学部 教授 2001年4月 慶應義塾大学総合政策・メディア研 究科特別招聘教授 2001年4月 東京大学空間情報研究センター 客 員教授 2002年4月 京都大学経済研究所 客員教授 2004年4月 早稲田大学大学院ファイナンス研究 科 教授 2005年2月 日本不動産金融工学会 会長 2011年4月 早稲田大学ファイナンス総合研究所 所長 2012年9月 早稲田大学大学院ファイナンス研究 科長 2016年4月 早稲田大学大学院経営管理研究科 教授(現任) 2020年12月 当社取締役就任(現任)	(注)1	-
常勤監査役	朝倉祐治	1955年3月11日生	1991年5月 株式会社小森コーポレーション 入 社 2004年1月 同社企画管理部長 2006年3月 同社財務部長 2007年6月 同社内部監査室長 2010年2月 同社財務部長 2013年4月 同社管理本部副本部長 2014年6月 同社常勤監査役 2020年12月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)2	-
監査役	青木英憲	1958年7月10日生	1988年4月 弁護士登録 2004年4月 日本電技株式会社社外監査役 2015年6月 日本電技株式会社社外取締役監査等 委員 2019年4月 株式会社東京ドーム社外監査役(現 任) 2020年12月 当社監査役就任(現任)	(注)2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	辻高史	1970年12月11日生	1997年10月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)入所 2001年5月 公認会計士登録 2006年6月 辻公認会計士事務所 開業 2006年8月 ペタビット株式会社 社外監査役(現任) 2007年8月 あすなる監査法人 代表社員(現任) 2016年3月 クリーンエナジーファクトリー株式会社(現 CEF株式会社) 社外取締役(現任) 2017年7月 オアシス株式会社 社外監査役(現任) 2019年2月 株式会社クロスシー 社外監査役(現任) 2019年6月 JPモバイル株式会社(現 DX HUB株式会社) 社外監査役(現任) 2020年12月 当社監査役就任(現任) 2021年3月 株式会社PALTEK社外取締役就任(現任)	(注)2	-
計					502

- (注) 1. 任期は、2019年7月30日開催の第15期定時株主総会終結の時から、2年間であります。
 2. 任期は、2019年7月30日開催の第15期定時株主総会終結の時から、4年間であります。
 3. 取締役赤井厚雄、森田正康及び川口有一郎は、社外取締役であります。
 4. 監査役朝倉祐治、青木英憲及び辻高史は、社外監査役であります。
 5. 当社は、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
丸山 聡	1977年6月27日生	2007年4月 株式会社ネットエイジグループ(現 ユナイテッド株式会社)入社 2013年1月 ベンチャーユナイテッド株式会社取締役(現任) 2018年12月 アクセルマーク株式会社社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年3月 ビクスタ株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)	-

6. 各役員の所有株式数は、当社役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
 7. 当社では、業務執行機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は9名で、塩崎健太、加藤尊彦、谷原弘堂、塩味隆行、北島英雅、高地可奈子、粟津索、西田祐、二神淳で構成されております。

社外役員の状況

() 社外取締役及び社外監査役の数及び当社との関係

当社は、取締役5名のうち3名を社外取締役に、監査役3名のうち3名を社外監査役にすることで、経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的、中立的な経営監視機能が重要と考えております。

社外取締役の赤井厚雄は、当社株11,076株及び新株予約権5,010個(46,000株)を保有しております。その他には当社と社外取締役赤井厚雄の間で、人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、赤井厚雄は当社の連結子会社である一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会理事に就任しております。

社外取締役の森田正康は、当社株式24,139株及び新株予約権166個(16,600株)を保有しております。その他には当社と社外取締役森田正康の間で、人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の川口有一郎及び社外監査役の朝倉祐治、青木英憲、辻高史と当社の間で、人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

() 社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は選任状況に関する提出会社の考え方

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準等については、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考として定めており、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

なお、現在当社が選任している独立役員については、当該基準に該当する者はおらず、十分な独立性が確保されているものと考えております。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）に過去に一度でも業務執行者として所属したことがある者
2. 当社の株式を自己または他社の名義をもって議決権ベースで10%以上保有する大株主またはその業務執行者
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な取引先
 - (2) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから年間1,000万円以上の寄付を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
7. 社外役員の相互就任関係となる他の会社の業務執行者
8. 近親者が上記1から7までのいずれかの重要な者に該当する者
9. 過去5年間において、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、毎月開催される定時取締役会及び都度開催される臨時取締役会へ出席するほか、内部監査、監査役監査及び会計監査の監査状況等について、必要に応じて意見の交換を行うといった相互連携を図っております。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

当社では、2020年12月23日付で監査役3名全員が辞任し、新たに監査役3名を選任いたしました。監査役の体制が変更したことから、変更前と変更後について記載しております。

変更前

a. 監査役監査の組織・構成

- イ. 当社の監査役監査体制は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（社外監査役）の3名で構成されております。
- ロ. 常勤監査役の大津和行は当社創業からのメンバーであり、社内事情に通じており、財務経理業務に長年従事していたことから財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。社外監査役のうち、坂田真吾は弁護士として、法務分野における専門的な知見を、山本泰功は、金融機関・企業経営等の経験から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役として中立的かつ客観的な観点から発言を行っております。

b. 監査役会及び監査役の活動状況

イ. 監査役会の開催頻度・個々の監査役の出席状況

監査役会は、取締役会開催日に月次で開催されるほか、必要に応じ随時開催されます。第17期事業年度の12月23日までにおいては、計12回開催され、1回当たりの所要時間は約90分でした。監査役の出席率は、全監査役が全回出席の100%でした。

また、監査役会を補完すべく、適宜メールやWEB会議等にて情報共有を行っております。

- ロ. 監査役会の第17期事業年度における重点監査方針は、「グループガバナンス体制の構築・運用状況」「グループ各社におけるコンプライアンス・リスク管理状況」「取締役の職務執行の適法性及び妥当性。特に、重要な投資案件における意思決定に際して経営判断の原則に則った意思決定がなされているか否か」等です。

八. 監査役会における主な報告・決議事項

（報告事項）

監査役月次活動状況報告、事業報告・計算書類等期末の各監査結果、取締役会議題事前確認

（決議事項）

年間監査方針・監査活動計画・職務分担、会計監査人の再任・不再任、監査報告書案、会計監査人報酬の同意

（協議検討事項）

監査役個別報酬、代表者面談報告内容、競業取引・利益相反取引（「取締役業務執行確認書」による申告）、定時株主総会議案・手続

二. 常勤監査役及び非常勤監査役の主な活動状況

・重要な会議への出席

取締役会、経営会議、常務会、全社会議、中期経営計画発表会等（非常勤監査役は、取締役会と中期経営計画発表会への出席）

社外監査役の取締役会への出席は12回中12回で100%。

グループ会社の取締役会へは常勤監査役が兼任する7社において毎回出席

- ・代表取締役との面談（四半期に1回実施、全監査役にて。当該事業年度は新型コロナの影響で4月度は中止）

監査内容報告や必要に応じ提言、課題認識の共有等

- ・重要な決裁書類・会計データ等の閲覧

稟議ワークフロー全般、会計データ、経理証憑（常勤監査役）

- ・内部監査室との連携

内部監査室による社長報告の場及び部門長報告等に同席（常勤監査役）

- ・会計監査人との連携

年間監査計画の聴取、四半期毎のレビュー報告及び通期の監査報告（全監査役と内部監査室長が出席）

- ・往査

棚卸実査立会（半期に1回）、本社等は常勤監査役勤務地と同一であるため日常的に活動状況を監査、本社と所在地が異なるグループ会社拠点への往査は適宜（常勤監査役）

- ・報告メール等の閲覧

面談報告、日報、部門会議資料等（常勤監査役）

変更後

a. 監査役監査の組織・構成

- ・ 当社の監査役会は、社外監査役3名（うち常勤監査役1名）で構成されています。監査役は、監査の基本方針及び職務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から職務執行状況報告を受け、内部統制システムの構築・運用の状況を監視・検証し、重要な決裁書類等を閲覧しております。子会社の業務監査については、監査役監査に加え、内部監査室からの監査の実施状況及び結果の報告を受け、意見交換を行っております。また会計監査人から監査の実施状況及び結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めています。
- ・ 監査役会議長である社外常勤監査役の朝倉祐治は、事業会社において長年管理部門に従事しており、財務を始めとする管理部門における責任者として、また監査役としての豊富な経験と知識を有しています。社外監査役の青木英憲は、弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有するほか、事業会社における監査役として豊富な経験と知識を有しています。社外監査役の辻高史は、公認会計士として専門的な知識と豊富な経験を有するほか、事業会社における監査役としての豊富な経験と知識を有しています。
- ・ 内部通報制度として、監査役に対して直接内部通報を行う仕組みを設けています。

b. 監査役会及び監査役の活動状況

監査役会は、第17期事業年度の12月23日以降においては、計7回開催され、監査役の出席率は、全監査役が全出席の100%でした。

監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人と意思相通を図り、さらに社外取締役と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めています。

監査役会の重点監査項目は次のとおりです。

- ・ 取締役の職務執行の適法性および妥当性、特に「内部統制システム」の構築及びその適切な運用状況
- ・ 金商法・証券取引所規則の遵守
- ・ コンプライアンス・リスク管理の状況
- ・ 監査上の主要な検討事項への対応

内部監査の状況

当社では、代表取締役社長直属の内部監査室を設置しており、専任担当者1名と兼任者1名を配属しております。内部監査室は、業務の運営が法令、定款、諸規程等に準拠し、効率的、合理的に行われているかを検証、評価及び助言することにより、当社グループの業績の向上、経営の効率化、財産の保全・活用に資することを目的として、監査を実施しております。なお、発見された事項については、代表取締役社長及び常勤監査役に報告すると共に、業務改善等に向けた具体的な助言・勧告を行っており、内部統制が有効に機能するように努めております。

また、内部監査室は監査役会に内部監査の状況及び結果について定期的に報告しており、監査に関する情報交換を行うことにより、監査の効率性及び実効性を確保に努めております。

会計監査人との連携状況に関しては、内部監査室、監査役会、会計監査人との三者間で適宜意見交換を行い、連携を保ち情報共有を図ることで相互補完し、各々の監査の質の向上と効率化、実効性の確保に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人アリア

b. 継続監査期間

2020年5月1日以降2021年7月28日現在まで

c. 業務を執行した公認会計士

茂木 秀俊

山中 康之

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、会計士試験合格者等4名、その他2名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は当社の事業特性及び事業規模を踏まえて、監査法人アリアの監査実績及び監査費用が当社に適していること、品質管理体制及び独立性、専門性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したため選定いたしました。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社は、外部会計監査人候補の評価に関し、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」（2017年10月13日改正 公益社団法人日本監査役協会）に準拠し、会計監査人の評価基準、選定基準を定め、その基準に基づき評価を行っております。監査役会は、外部会計監査人との定期的な意見交換や確認事項の聴取、監査実施状況の報告等を通じて、不正リスクへの対応や前任の会計監査人からの引継ぎの手続きを含めた監査法人の品質管理体制の問題、監査チームの独立性と専門性の有無、監査の有効性と効率性等について確認を行っております。

なお、現在の当社外部会計監査人である監査法人アリアは、監査実績を含む監査法人の概要、監査の実施体制等、監査報酬の見積額についての書面の入手、複数回の面談の実施等を行い評価した結果、問題はないものと認識しております。

g. 監査人の異動

() 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

監査法人アリア

退任する監査公認会計士等の名称

有限責任 あずさ監査法人

() 当該異動の年月日

2020年10月1日

() 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2011年9月5日

() 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

2020年9月30日に提出した第16期内部統制報告書に関して、下記()記載のとおり、監査意見を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせているため意見を表明しない旨の内部統制監査報告書を受領しております。

2020年9月30日に提出した第16期有価証券報告書並びに第12期、第13期、第14期及び第15期の各有価証券報告書の訂正報告書並びに2016年3月2日提出に係る有価証券届出書の訂正届出書に含まれる財務諸表及び連結財務諸表に関して、下記()記載のとおり、監査意見を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせているため意見を表明しない旨の監査報告書を受領しております。

2020年9月30日に提出した第13期第1四半期、第13期第2四半期、第13期第3四半期、第14期第1四半期、第14期第2四半期、第14期第3四半期、第15期第1四半期、第15期第2四半期、第15期第3四半期、第16期第1四半期、第16期第2四半期、第16期第3四半期の各四半期報告書の訂正報告書に含まれる四半期連結財務諸表に関して、下記()記載のとおり、結論を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせているため結論を表明しない旨の四半期レビュー報告書を受領しております。

() 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社は、売上高の架空計上などの不適切な会計処理が存在する疑義が認識されたことから、第三者委員会による調査を実施しております。有限責任 あずさ監査法人からは、2020年9月28日付の第三者委員会の中間調査報告書において、代表取締役及び財務経理・総務部門を統括する取締役（以下、「財務経理担当取締役」という。）を含む複数の取締役による不適切な会計処理への関与又は認識があったこと、及び、2020年7月に財務経理担当取締役がメール保管期限を操作するという有限責任 あずさ監査法人による監査に対する妨害行為と評価せざるを得ない行為があったと認定されていることに加えて、不適切な会計処理が存在する疑義が認識された後の監査の過程においても、有限責任 あずさ監査法人に対し代表取締役による虚偽の説明がなされたことと有限責任 あずさ監査法人は判断したことにより、監査意見を表明する前提となる、経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせていることから、今後の監査契約を継続することが困難になったと判断したという説明とともに、辞任の申し入れがあり、今般の異動に至りました。

このような状況の中、会計監査人の不在を回避し、適正な監査業務を早期に再開させるため、監査法人アリアの会計監査人としての専門性、独立性、適切性及び監査品質等を総合的に勘案し、2020年10月5日開催の当社監査役会において、監査法人アリアを一時会計監査人として選任することを決議いたしました。

() 上記()の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

上記()の「当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯」に記載しているとおりです。

監査役会の意見

上記()の「当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯」に記載しているとおりであり、特段の意見はない旨の回答を得ております。

() 選任する監査公認会計士等の就任日付

2020年10月5日

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	32,000	-	166,630	-
連結子会社	-	-	-	-
計	32,000	-	166,630	-

(注) 当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬には有限責任 あずさ監査法人に対する訂正監査報酬95,000千円、監査法人アリアに対する監査報酬49,800千円を含んでおります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等と協議した上で、当社グループの規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数を総合的に勘案し決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年3月30日開催の取締役会において、取締役報酬の決定方針について、以下のとおり決定しております。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬については、以下の方針に沿って決定されたものであります。

a. 基本方針

当社の役員の報酬は、月例の固定報酬と業績連動型株式報酬制度「株式交付信託（BBT（= BoardBenefitTrust）」）により構成することとしております。その割合については、固定報酬を主としつつ、各役員に対して適切なインセンティブを付与する観点から業績連動型株式報酬を追加的に導入しております。

当社の取締役の固定報酬について、報酬限度額は、2014年7月28日開催の第10期定時株主総会において年額300百万円以内と決議されており、取締役会において、各取締役に対する報酬額を当該報酬限度額の範囲内で各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することを、代表取締役社長に委任しております。

b. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動型株式報酬については、2017年7月28日開催の第13期定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬の限度額を95百万円以内（うち社外取締役分として21百万円以内）、監査役に対する業績連動型株式報酬の限度額を25百万円以内（うち社外監査役分として14百万円以内）と決議されており、取締役会で決定された役員株式交付規程（ただし、役員株式交付規程のうち、監査役に関する部分については、その制度及び改廃につき、監査役の協議に基づく同意を得るものといたします。）に基づき、各役員に対し、役位及び業績目標の達成度に応じて、連結会計年度ごとに以下のI、IIのポイントを付与し、毎年所定の時期及び退任時にそれぞれ付与されたポイント数に相当する数の当社株式を交付することとしております。

I. 業績非連動部分として、役位に応じて定められた基準ポイント

業績連動部分として、役位に応じて定められた基準ポイントに評価対象となる連結会計年度の達成度から求められる業績連動係数を乗じて算出されるポイント

業績連動型株式報酬のうち業績連動部分に係る指標は、对外発表の業績予想における連結経常利益の達成度であり、当連結会計年度においては125.7%となっております。当該指標を選出した理由は、社外取締役を除いた取締役にとっては中長期的な業績の向上と企業価値の向上に貢献する意識を高めること、社外取締役にとっては監督を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めること、監査役（社外監査役を含みます。）にとっては監査を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としたものであります。

取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長（濱村聖一2020年9月30日辞任、川瀬太志2020年9月30日就任、川瀬太志2020年12月15日辞任、福島宏人2020年12月15日就任）が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役が担う役割の評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、2021年3月30日の取締役会において指名・報酬委員会の設置が決議され、次回の報酬改定時から、取締役の個人別の報酬額は同委員会の諮問を受けることとなっております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		固定報酬	賞与	株式交付信託	
取締役(社外取締役を除く)	113	104	-	9	8
監査役(社外監査役を除く)	7	7	-	0	1
社外役員	46	39	-	7	9

(注) 当事業年度末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。

役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、中長期的な視点で企業価値向上に資する株式を保有しております。株式を保有する際には取締役会において、その保有目的の合理性と保有することによる関連収益及び便益を検証し、その検証結果を踏まえて保有の可否を判断しております。

- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	-	-

- (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

- (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年5月1日から2021年4月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年5月1日から2021年4月30日まで)の財務諸表について、監査法人アリアにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しており、監査法人等の行う研修への参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年4月30日)	当連結会計年度 (2021年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,047,927	1,463,691
受取手形及び売掛金	556,305	618,031
商品	96,648	90,462
販売用不動産	326,189	114,690
前渡金	96,534	77,967
その他	182,113	202,809
貸倒引当金	35,925	17,991
流動資産合計	2,269,792	2,549,662
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	503,448	236,286
機械及び装置(純額)	8,325	4,432
工具、器具及び備品(純額)	43,796	57,381
土地	104,940	48,300
リース資産(純額)	10,038	4,242
建設仮勘定	13,301	-
その他(純額)	1,038	200
有形固定資産合計	1,684,889	1,350,842
無形固定資産		
のれん	324,182	185,500
ソフトウェア	103,074	252,461
その他	217,323	71,177
無形固定資産合計	644,580	509,139
投資その他の資産		
投資有価証券	17,790	2,000
敷金及び保証金	187,136	181,886
繰延税金資産	83,730	141,832
その他	122,823	87,607
貸倒引当金	50,325	46,801
投資その他の資産合計	361,154	366,524
固定資産合計	1,690,624	1,226,506
資産合計	3,960,417	3,776,169

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年4月30日)	当連結会計年度 (2021年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	379,676	478,732
短期借入金	2 383,500	2 840,169
1年内返済予定の長期借入金	299,849	292,232
リース債務	15,434	13,124
未払金	173,483	170,143
未払法人税等	93,347	51,268
前受金	248,907	341,737
賞与引当金	12,405	17,454
訂正関連費用引当金	-	45,420
その他	235,061	185,463
流動負債合計	1,841,666	2,435,744
固定負債		
長期借入金	670,429	523,197
リース債務	37,861	25,044
役員株式給付引当金	44,619	18,427
株式給付引当金	72,832	122,132
その他	1,485	11,341
固定負債合計	827,227	700,142
負債合計	2,668,894	3,135,887
純資産の部		
株主資本		
資本金	433,327	433,554
資本剰余金	359,381	358,563
利益剰余金	750,957	53,520
自己株式	299,539	256,163
株主資本合計	1,244,126	589,474
新株予約権	1,248	1,248
非支配株主持分	46,147	49,559
純資産合計	1,291,522	640,281
負債純資産合計	3,960,417	3,776,169

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 5月 1日 至 2020年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 2020年 5月 1日 至 2021年 4月 30日)
売上高	7,913,602	8,333,582
売上原価	3,627,613	4,141,081
売上総利益	4,285,989	4,192,501
販売費及び一般管理費	¹ 4,101,579	¹ 3,851,814
営業利益	184,410	340,687
営業外収益		
受取利息	10	7
助成金収入	670	22,985
保険解約返戻金	-	21,021
受取遅延損害金	562	-
その他	400	2,874
営業外収益合計	1,643	46,889
営業外費用		
支払利息	7,624	8,465
支払手数料	4,000	-
市場変更関連費用	-	18,591
和解金	-	4,838
その他	-	2,939
営業外費用合計	11,624	34,835
経常利益	174,428	352,741
特別利益		
固定資産売却益	-	² 1,778
特別利益合計	-	1,778
特別損失		
固定資産売却損	-	³ 6,805
固定資産除却損	-	⁴ 8,636
減損損失	-	⁵ 251,328
投資有価証券評価損	24,209	15,790
訂正関連費用引当金繰入額	-	683,243
特別損失合計	24,209	965,804
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	150,219	611,284
法人税、住民税及び事業税	154,294	91,599
法人税等調整額	24,382	58,104
法人税等合計	129,911	33,494
当期純利益又は当期純損失()	20,307	644,779
非支配株主に帰属する当期純利益	3,062	8,312
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	17,245	653,091

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
当期純利益又は当期純損失()	20,307	644,779
その他の包括利益	-	-
包括利益	20,307	644,779
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	17,245	653,091
非支配株主に係る包括利益	3,062	8,312

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	432,420	368,804	817,696	299,539	1,319,381
当期変動額					
新株の発行	907	907			1,814
剰余金の配当			83,984		83,984
親会社株主に帰属する当期純利益			17,245		17,245
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		10,329			10,329
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	907	9,422	66,739	-	75,254
当期末残高	433,327	359,381	750,957	299,539	1,244,126

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	1,456	27,155	1,347,992
当期変動額			
新株の発行			1,814
剰余金の配当			83,984
親会社株主に帰属する当期純利益			17,245
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			10,329
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	208	18,992	18,784
当期変動額合計	208	18,992	56,470
当期末残高	1,248	46,147	1,291,522

当連結会計年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	433,327	359,381	750,957	299,539	1,244,126
当期変動額					
新株の発行	226	226		29,188	29,641
剰余金の配当			44,346		44,346
自己株式の処分				14,188	14,188
連結子会社株式の取得による持分の増減		1,045			1,045
親会社株主に帰属する当期純利益			653,091		653,091
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	226	818	697,437	43,376	654,652
当期末残高	433,554	358,563	53,520	256,163	589,474

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	1,248	46,147	1,291,522
当期変動額			
新株の発行			29,641
剰余金の配当			44,346
自己株式の処分			14,188
連結子会社株式の取得による持分の増減			1,045
親会社株主に帰属する当期純利益			653,091
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		3,412	3,412
当期変動額合計	-	3,412	651,240
当期末残高	1,248	49,559	640,281

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	150,219	611,284
減価償却費	169,427	212,636
のれん償却額	115,804	115,804
貸倒引当金の増減額(は減少)	30,362	21,458
賞与引当金の増減額(は減少)	4,479	5,048
訂正関連費用引当金の増減額(は減少)	-	45,420
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	25,496	26,191
株式給付引当金の増減額(は減少)	39,075	49,300
受取利息	10	7
支払利息	7,624	8,465
助成金収入	-	22,985
保険解約返戻金	-	21,021
市場変更関連費用	-	18,591
投資有価証券評価損益(は益)	24,209	15,790
固定資産売却益	-	1,778
固定資産売却損	-	6,805
固定資産除却損	-	8,636
減損損失	-	251,328
売上債権の増減額(は増加)	1,423	61,725
たな卸資産の増減額(は増加)	29,906	3,116
販売用不動産の増減額(は増加)	168,989	211,498
前払費用の増減額(は増加)	4,412	2,852
長期前払費用の増減額(は増加)	3,895	701
仕入債務の増減額(は減少)	29,860	99,055
前渡金の増減額(は増加)	46,629	18,567
前受金の増減額(は減少)	111,609	92,829
未払金の増減額(は減少)	77,454	62,319
未払消費税等の増減額(は減少)	5,457	58,868
その他	15,564	32,732
小計	192,713	430,474
利息及び配当金の受取額	10	7
利息の支払額	7,662	8,584
助成金の受取額	-	22,985
法人税等の支払額	237,722	131,056
営業活動によるキャッシュ・フロー	52,661	313,827
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	102,226	171,513
有形固定資産の売却による収入	-	160,013
無形固定資産の取得による支出	105,024	150,328
敷金及び保証金の回収による収入	-	1,118
敷金及び保証金の差入による支出	23,886	8,098
保険積立金の解約による収入	-	54,371
保険積立金の積立による支出	4,810	940
その他	30	3,604
投資活動によるキャッシュ・フロー	235,977	111,772

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	236,500	456,669
長期借入れによる収入	700,000	145,000
長期借入金の返済による支出	224,581	299,849
株式の発行による収入	1,814	453
非支配株主からの払込みによる収入	5,600	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	-	6,094
自己株式の売却による収入	-	2,987
配当金の支払額	82,913	48,451
新株予約権の発行による収入	1,248	-
市場変更関連費用の支払額	-	18,591
その他	16,329	14,808
財務活動によるキャッシュ・フロー	148,338	217,314
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	140,300	419,369
現金及び現金同等物の期首残高	1,184,622	1,044,322
現金及び現金同等物の期末残高	1,044,322	1,463,691

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 12社

株式会社 a n s

一般社団法人住宅不動産資産価値保全保証協会

株式会社K-コンサルティング

株式会社アール・プラス・マテリアル

株式会社ウェルハウジング

ハイアス・プロパティマネジメント株式会社

ハイアス・キャピタルマネジメント株式会社

株式会社LHアーキテクチャ

SUNRISE株式会社

株式会社HCマテリアル

GARDENS GARDEN株式会社

株式会社家価値サポート

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

商品

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。

販売用不動産

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備は除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8～22年

機械及び装置 7～8年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権 8年

商標権 10年

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度負担分について、支給見込額基準により計上しております。

役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

株式給付引当金

従業員株式交付規程に基づく従業員等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間で均等償却を行っております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1 販売用不動産の評価

当社グループは、販売用不動産の評価について、個別法による原価法(貸借対照表価格については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっており、収益性の低下した販売用不動産については、正味売却価格をもって貸借対照表価格としております。

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

連結貸借対照表計上額

販売用不動産	114,690千円
--------	-----------

連結損益計算書計上額

売上原価に含まれるたな卸資産評価損	59,933千円
-------------------	----------

(2) 連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

連結損益計算書計上額

販売見込額は、近隣市場の販売価格に基づいて算定した価格を基礎として見積もっております。

2 固定資産及びのれんの減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	当連結会計年度
減損損失	251,328千円

(2) 連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、モデルハウスなどの固定資産を保有しております。固定資産のうち、減損の兆候が認められる資産又は資産グループについては、回収可能価額(当該資産又は資産グループから得られる割引後将来キャッシュ・フローの総額もしくは当該資産又は資産グループの正味売却価額のいずれか高い方の金額)が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、減損した当該金額を減損損失として計上いたします。

当連結会計年度においては、連結子会社が保有する固定資産(モデルハウスの建物など)について、回収可能性を検討し、現在の事業環境及び将来の収益見込み等を勘案した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回っている固定資産について、減損損失を特別損失として計上いたしました。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは、連結子会社の将来事業計画を使用しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来の不確実な経済条件の変動などにより、将来事業計画の達成が困難な状況が発生した場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において、固定資産及びのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

3 繰延税金資産の評価

(1) 当社とその連結子会社の繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当社及び一部の連結子会社において計上した繰延税金資産

141,832千円

(2) 連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従い、中期計画により見積られた将来の課税所得等に基づき計上しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

課税所得の発生時期及び金額は、今後の新型コロナウイルスの感染状況に加え、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年4月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中
であります。

(追加情報)

1 ガバナンスの改革

当社は、当連結会計年度に株主からの株主代表訴訟の請求を受けたことを契機として、過年度決算における
売上高の架空計上などの疑義に関する調査を開始し、2020年8月31日には第三者委員会を設置し、この不適切
会計問題を調査してまいりました。

2020年9月30日には、2020年9月28日付の第三者委員会の中間調査報告書で当該不適切会計問題に関する指摘
を受け、当社は過年度決算を訂正し、遅延していた2020年4月期の有価証券報告書を提出致しました。

しかし、前連結会計年度を含む過年度決算に関して、前任監査人からは、監査意見を表明する前提となる経営
者の誠実性について深刻な疑義を生じさせる事象が存在するとの指摘を受け、監査意見は意見不表明となりま
した。

当社は、当該状況を解消すべく、前任監査人の意見不表明の原因となった経営者が2020年9月30日付で退任す
るなどの経営体制の刷新を図っております。更に社外取締役の拡充やガバナンスの強化を図るために2020年12
月23日に開催の臨時株主総会によって新経営体制に移行しました。また、2020年10月30日付「再発防止策等
に関するお知らせ」にて発表した再発防止策を確実に実行するためリスタート委員会を設置し、再発防止策の実
行を推進しており、経営の信頼を回復するため経営体制やガバナンスのさらなる改革も進めております。

2 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 役員向け株式交付信託について

当社は、取締役及び監査役(社外取締役及び社外監査役を含みます。以下、「取締役等」といいます。)の
報酬と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高める
ことを主たる目的として、信託を用いた新たな株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入して
おります。

取引の概要

本制度は、当社の取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を
取得し、当社が定める役員株式交付規程に基づいて、各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の
当社株式及び当社株式を取引市場で売却した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信
託を通じて各取締役等に対して交付されるという、株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の交
付を受ける時期は、原則として、信託期間中の毎年所定の時期及び取締役等の退任時とします。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く)により純資産の部に自己
株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度79,870千円、
114,600株、当連結会計年度36,812千円、52,820株であります。

(2) 従業員向け株式交付信託について

当社は、従業員等の帰属意識の醸成や、株価上昇に対する動機づけ等を図ることを主たる目的として、信
託を用いた新たな株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

取引の概要

本制度は、予め当社が定めた従業員株式交付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員等に対し当社株式を交付する仕組みです。当社は、従業員等に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を交付します。従業員等に対し交付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員等の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度219,602千円、331,400株、当連結会計年度219,350千円、331,020株であります。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年4月30日)	当連結会計年度 (2021年4月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	263,061千円	281,523千円

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年4月30日)	当連結会計年度 (2021年4月30日)
当座貸越極度額の総額	1,550,000千円	950,000千円
借入実行残高	360,000	600,000
差引額	1,190,000	350,000

3 偶発債務

当社は、当社前代表取締役川瀬太志が、2020年10月1日付で所定の手続きを経ることなく独断で代表取締役の職務権限を超える金額の支払約定書(以下「本件支払約定書」といいます。)に署名した可能性が判明し、2020年12月15日付で当社取締役会にて代表取締役としての忠実義務に違反していると判断し、代表取締役の異動について決議いたしました。同日に提出しました第17期第2四半期報告書では、「この支払約定書の法的有効性や金額の根拠は顧問弁護士と確認をしております。弁護士見解によれば現時点での支払約定書記載の金額によらず当社が何らかの債務を負うとしても、その金額は3,000万円に留まるとの整理はあり得ると考えられるとのことです。当社の代表権を有する者が当社を代表して支払いを約束したものととして、当社に効果が帰属するとされる可能性があります。」と記載いたしました。

その後当社は、まず、本件支払約定書に記載の2億4,000万円の債務を当社が負うのか否かを明らかにするべく、当社顧問弁護士に事実関係の確認及びそれに基づく法的分析を依頼しました。当社顧問弁護士からの2021年1月28日付の報告を受けて検討した結果、本件支払約定書に記載の2億4,000万円の債務を負うことはないものと改めて確認いたしました。さらに、当社は、本件支払約定書の事実関係を調査するため、2021年2月4日に第三者委員会を設置し、2021年3月12日付でその調査報告書を受領いたしました。調査報告書によると、「本件支払約定書に記載されたa氏の当社に対する2億4,000万円の債権は、その全額について法的に認められない可能性が高いと考えられる」とのことです。

また、2021年3月10日付でa氏より「令和2年10月1日付、支払約定書」という件名で、支払い期限を2021年3月31日とする1,400万円の請求書が当社に送られてきました。当社としましては、上記のとおり2億4,000万円の債務を負うことはないと判断しておりますが、当社が債務を負担していないということを実法的に確定させるために債務不存在確認判決を受けることが適切であると考え、3月15日開催の取締役会にて、a氏に対し、債務不存在確認の訴訟を提起することについて決議し、3月16日に提訴いたしました。

当社は本件支払約定書に関する債務は存在しないものと考えておりますが、現時点で当社の連結業績に与える影響は不明であります。これにより、当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積もることが困難であるため、連結財務諸表には反映しておりません。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
給料手当及び賞与	1,094,802千円	1,189,977千円
賞与引当金繰入額	12,405	14,702
役員株式給付引当金繰入額	25,496	16,848
株式給付引当金繰入額	39,075	49,300
旅費交通費	350,498	207,729
広告宣伝費	436,824	273,033
貸倒引当金繰入額	30,362	5,292

2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
建物及び構築物	- 千円	1,778千円

3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
建物及び構築物	- 千円	6,805千円

4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
建物及び構築物	- 千円	5,901千円
工具、器具及び備品	- 千円	908千円
リース資産	- 千円	1,827千円

5 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失額
株式会社ウェルハウジング (茨城県守谷市)	主にモデルハウス	建物及び構築物等	138,021千円
株式会社LHアーキテクチャ (東京都品川区)	主にモデルハウス	建物及び構築物等	82,136千円
SUNRISE株式会社 (長野県松本市)	主にモデルハウス	建物及び構築物等	31,171千円

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の単位ごとにグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当社連結子会社が保有する固定資産（モデルハウスの建物など）について、回収可能性を検討し、現在の事業環境及び将来の収益見込み等を勘案した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回っている固定資産について、減損損失を特別損失として計上いたしました。なお、回収可能価額は正味売却価額を零として算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	23,318,700	21,600	-	23,340,300
合計	23,318,700	21,600	-	23,340,300
自己株式				
普通株式(株)	446,172	-	-	446,172
合計	446,172	-	-	446,172

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加21,600株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:資産管理サービス信託銀行株式会社)が保有する当社株式及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社(再信託受託者:資産管理サービス信託銀行株式会社)が保有する当社株式が含まれております。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	第6回新株予約権	普通株式	659,700	-	659,700	-	-
	第7回新株予約権	普通株式	473,300	-	473,300	-	-
	第8回新株予約権	普通株式	161,000	-	161,000	-	-
	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	1,248
	合計		1,294,000	-	1,294,000	-	1,248

(注) 目的となる株式の数の変動事由の概要

第6回新株予約権の減少は、新株予約権の消却によるものです。

第7回新株予約権の減少は、新株予約権の消却によるものです。

第8回新株予約権の減少は、新株予約権の消却によるものです。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年7月30日 定時株主総会	普通株式	39,641	1.70	2019年4月30日	2019年7月31日
2019年12月13日 取締役会	普通株式	44,343	1.90	2019年10月31日	2020年1月20日

(注) 2019年7月30日定時株主総会による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金758千円が含まれております。

2019年12月13日取締役会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金847千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年7月30日 定時株主総会	普通株式	44,346	利益剰余金	1.90	2020年4月30日	2020年7月31日

(注) 配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金847千円が含まれております。

当連結会計年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式（株）	23,340,300	5,400	-	23,345,700
合計	23,340,300	5,400	-	23,345,700
自己株式				
普通株式（株）	446,172	-	62,160	384,012
合計	446,172	-	62,160	384,012

（注）1．普通株式の発行済株式総数の増加5,400株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2．当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）が保有する当社株式52,820株及び「従業員向け株式交付信託」の信託財産としてみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）が保有する当社株式331,020株が含まれております。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	1,248
合計			-	-	-	-	1,248

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年7月30日 定時株主総会	普通株式	44,346	1.90	2020年4月30日	2020年7月31日

（注）配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金847千円が含まれております。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当連結会計年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
現金及び預金勘定	1,047,927千円	1,463,691千円
預入期間が3か月を超える定期預金	3,604	-
現金及び現金同等物	1,044,322	1,463,691

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として複合機とオフィス家具(「工具、器具及び備品」)であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

区分	前連結会計年度 (2020年4月30日)	当連結会計年度 (2021年4月30日)
1年内	155,102	196,418
1年超	51,700	289,435
合計	206,803	485,853

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。また、一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、投資先企業の業績変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、概ね1ヶ月以内の支払期日であり、流動性リスクにさらされております。借入金、運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権等については、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

借入金については、担当部門が適時に利率動向等をモニタリングすることにより、市場リスクを管理しております。投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、また、市況や発行体等の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

前連結会計年度(2020年4月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,047,927	1,047,927	-
(2) 受取手形及び売掛金	556,305	556,305	-
(3) 敷金及び保証金	187,136	185,399	1,736
資産計	1,791,368	1,789,632	1,736
(1) 買掛金	379,676	379,676	-
(2) 短期借入金	383,500	383,500	-
(3) 未払金	173,483	173,483	-
(4) 未払法人税等	93,347	93,347	-
(5) 長期借入金(1年内返済含む)	970,278	969,780	497
負債計	2,000,286	1,999,788	497

当連結会計年度（2021年4月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,463,691	1,463,691	-
(2) 受取手形及び売掛金	618,031	618,031	-
(3) 敷金及び保証金	181,886	178,688	3,197
資産計	2,263,609	2,260,412	3,197
(1) 買掛金	478,732	478,732	-
(2) 短期借入金	840,169	840,169	-
(3) 未払金	170,143	170,143	-
(4) 未払法人税等	51,268	51,268	-
(5) 長期借入金(1年内返済含む)	815,429	814,202	1,226
負債計	2,355,742	2,354,515	1,226

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらは将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金(1年内返済含む)

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前連結会計年度 2020年4月30日	当連結会計年度 2021年4月30日
非上場株式	17,790	2,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2020年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,047,927	-	-	-
受取手形及び売掛金	556,305	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	187,136
合計	1,604,232	-	-	187,136

当連結会計年度(2021年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,463,691	-	-	-
受取手形及び売掛金	618,031	-	-	-
敷金及び保証金	-	-	-	181,886
合計	2,081,723	-	-	181,886

(注4) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2020年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	383,500	-	-	-	-	-
長期借入金	299,849	289,982	264,988	92,108	23,351	-
合計	683,349	289,982	264,988	92,108	23,351	-

当連結会計年度(2021年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	840,169	-	-	-	-	-
長期借入金	292,232	281,418	105,164	37,367	19,516	79,732
合計	1,132,401	281,418	105,164	37,367	19,516	79,732

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2020年4月30日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額17,790千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2021年4月30日)

非上場株式(連結貸借対照表計上額2,000千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券について15,790千円(その他有価証券の株式15,790千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度6,375千円、当連結会計年度7,092千円です。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
	(取締役及び従業員分)	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社従業員26名	当社取締役2名 当社従業員78名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,260,000株	普通株式 459,000株
付与日	2013年4月16日	2015年12月8日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役もしくは従業員、または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位を保有している場合に限って、新株予約権を行使することができる。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。	本新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役もしくは従業員、または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、本新株予約権の割当を受けた者が任期満了による退任、定年退職等当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。権利の相続、譲渡、質入その他の処分は認めない。
対象勤務期間	定めはない	定めはない
権利行使期間	自 2015年4月17日 至 2022年7月30日	自 2017年12月9日 至 2025年11月30日

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、監査役及び従業員132名 当社子会社の取締役及び従業員 35名	当社の取締役及び従業員 64名 当社子会社の取締役及び従業員20名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 209,000株	普通株式 1,050,000株
付与日	2019年6月13日	2019年6月13日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、2020年4月期から2022年4月期までのいずれかの事業年度において、当社の営業利益が10億円を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>なお、上記における営業利益の判定においては、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書)における営業利益の金額を参照するものとし、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上される場合には、これによる影響を営業利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>	<p>新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた金額を下回った場合には、残存するすべての本新株予約権を行使期間の満了日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
対象勤務期間	定めはない	定めはない
権利行使期間	自 2020年8月1日 至 2029年6月12日	自 2020年6月13日 至 2029年6月12日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2015年1月8日付株式分割(1株につき200株の割合)、2017年5月1日付株式分割(1株につき3株の割合)、2018年3月1日付株式分割(1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年4月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
	(取締役及び従業員分)	
権利確定前		
前連結会計年度末(株)	-	-
付与(株)	-	-
失効(株)	-	-
権利確定(株)	-	-
未確定残(株)	-	-
権利確定後		
前連結会計年度末(株)	829,800	335,700
権利確定(株)	-	-
権利行使(株)	-	5,400
失効(株)	433,800	46,800
未行使残(株)	396,000	283,500

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利確定前		
前連結会計年度末(株)	191,000	-
付与(株)	-	-
失効(株)	23,000	-
権利確定(株)	-	-
未確定残(株)	168,000	-
権利確定後		
前連結会計年度末(株)	-	1,040,000
権利確定(株)	-	-
権利行使(株)	-	-
失効(株)	-	73,100
未行使残(株)	-	966,900

単価情報

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
	(取締役及び従業員分)	
権利行使価格(円)	84	84
行使時平均株価(円)	-	204
付与日における公正な評価単価(円)	-	-

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
権利行使価格(円)	291	291
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	1	1

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第4回新株予約権(取締役及び従業員分)及び第5回新株予約権のストック・オプション等の付与時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプション等の公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式評価方法はディスカウント・キャッシュフロー法及び類似上場会社比較法により算出した価格を総合的に勘案した方式となっております。

第9回新株予約権及び第10回新株予約権のストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価方法 モンテカルロ・シミュレーション

主な基礎数値及び見積方法

	第9回新株予約権	第10回新株予約権
株価変動性(注)1	71.12%	71.12%
満期までの期間	10年	10年
予想配当(注)2	3.4円/株	3.4円/株
無リスク利率(注)3	0.054%	0.054%

(注)1. 以下の条件に基づき算出しております。

株価情報収集期間：満期までの期間に応じた直近の期間

価格観察の頻度：週次

異常情報：該当事項なし

企業をめぐる状況の不連続的变化：該当事項なし

2. 2019年4月期の配当実績によっております。

3. 満期までの期間に対応した償還年月日2029年6月20日の超長期国債111の流通利回り

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において、権利行使されたストック・オプションの権利行使における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	50,283千円
(2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額	671千円

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年4月30日)	当連結会計年度 (2021年4月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	26,513千円	232,103千円
未払事業税	8,013	3,443
フリーレント賃料	1,521	60
減価償却超過額	-	85,917
資産除去債務	6,135	9,634
子会社株式	-	15,309
役員株式給付引当金	13,662	5,642
株式給付引当金	23,004	37,355
投資有価証券評価損	7,412	12,248
税務上の繰越欠損金(注2)	133,715	280,151
減損損失	4,837	-
その他	6,746	35,247
繰延税金資産小計	231,564	717,111
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	133,715	280,151
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	14,118	295,127
評価性引当額小計(注1)	147,833	575,278
繰延税金資産合計	83,730	141,832
繰延税金資産の純額	83,730	141,832

(注1) 評価性引当額が427,445千円増加しております。この増加の主な内訳は、貸倒引当金に係る評価性引当額の増加214,652千円、減価償却超過額に係る評価性引当額の増加85,861千円、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加59,242千円、株式給付引当金に係る評価性引当額の増加29,803千円になります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金()	-	-	-	-	-	133,715	133,715
評価性引当額	-	-	-	-	-	133,715	133,715
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金()					3,763	276,387	280,151
評価性引当額					3,763	276,387	280,151
繰延税金資産							

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年4月30日)	当連結会計年度 (2021年4月30日)
法定実効税率	30.62%	-
(調整)		%
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.83	-
住民税均等割等	2.09	-
評価性引当額	48.43	-
軽減税率適用による影響	4.16	-
その他	0.67	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	86.48	-

当連結会計年度は税金等調整前当期純損失であるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度(自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当連結会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

「コンサルティング事業」は、主としてビジネスモデルパッケージ、経営効率化パッケージを取り扱っております。

「建築施工事業」は、主としてR+houseの建築施工を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2、 3、4	合計
	コンサル ティング事 業	建築施工事 業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	6,586,960	1,320,261	7,907,221	6,380	7,913,602	-	7,913,602
セグメント間の内部 売上高又は振替高	256,411	29,828	286,240	17,400	303,640	303,640	-
計	6,843,371	1,350,090	8,193,462	23,780	8,217,243	303,640	7,913,602
セグメント利益又は 損失()	320,656	137,577	183,079	5,499	188,578	4,168	184,410
セグメント資産	3,765,232	726,128	4,491,360	175,583	4,666,944	706,527	3,960,417
その他の項目							
減価償却費	144,787	25,186	169,973	387	170,360	933	169,427
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	225,211	68,026	293,238	-	293,238	2,664	290,574

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、宿泊施設に関する管理運営及び不動産投資型クラウドファンディング企画運営事業を含んでいます。

2 セグメント利益又は損失()の調整額 4,168千円はセグメント間取引消去額であります。

3 セグメント資産の調整額 706,527千円はセグメント間取引消去額であります。

4 その他の項目の減価償却費の調整額 933千円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 2,664千円はセグメント間取引消去額であります。

当連結会計年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2、 3、4	合計
	コンサル ティング事 業	建築施工事 業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	6,305,934	2,027,443	8,333,378	203	8,333,582	-	8,333,582
セグメント間の内部 売上高又は振替高	280,805	36,219	317,024	9,600	326,624	326,624	-
計	6,586,740	2,063,663	8,650,403	9,803	8,660,207	326,624	8,333,582
セグメント利益又は 損失()	500,791	158,064	342,726	5,972	336,753	3,933	340,687
セグメント資産	4,135,489	460,355	4,595,845	58,976	4,654,821	878,652	3,776,169
その他の項目							
減価償却費	147,991	65,251	213,242	387	213,630	993	212,636
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	213,429	125,633	339,062	-	339,062	12,614	326,448

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、宿泊施設に関する管理運営及び不動産投資型クラウドファンディング企画運営事業を含んでいます。

2 セグメント利益又は損失()の調整額3,933千円はセグメント間取引消去額であります。

3 セグメント資産の調整額 878,652千円はセグメント間取引消去額であります。

4 その他の項目の減価償却費の調整額 993千円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 12,614千円はセグメント間取引消去額であります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	コンサルティング事業			建築施工事業	その他	合計
	ビジネスモデルパッケージ	経営効率化パッケージ	その他			
外部顧客への売上高	4,649,487	443,049	1,494,424	1,320,261	6,380	7,913,602

（注）1．ビジネスモデルパッケージとは、事業ノウハウ・システム・サービスを提供するものであります。

2．経営効率化パッケージとは、経営活動全般における効率化ソリューションを提供するものであります。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	コンサルティング事業			建築施工事業	その他	合計
	ビジネスモデルパッケージ	経営効率化パッケージ	その他			
外部顧客への売上高	4,221,121	400,859	1,683,954	2,027,443	203	8,333,582

（注）1．ビジネスモデルパッケージとは、事業ノウハウ・システム・サービスを提供するものであります。

2．経営効率化パッケージとは、経営活動全般における効率化ソリューションを提供するものであります。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
 前連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）
 該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

（単位：千円）

	コンサルティング事業	建築施工事業	合計
減損損失	-	251,328	251,328

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
 前連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

（単位：千円）

	コンサルティング事業	建築施工事業	合計
当期償却額	105,999	9,804	115,804
当期末残高	291,500	32,682	324,182

当連結会計年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

（単位：千円）

	コンサルティング事業	建築施工事業	合計
当期償却額	105,999	9,804	115,804
当期末残高	185,500	-	185,500

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
 前連結会計年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）
 該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）
 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前連結会計年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
重要な子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	グラウンド・ワークス(株)	静岡県袋井市	10,000	地質調査業、地盤改良設計・施工及び管理等	-	提携先、顧客	サービスの提供(注)1	44,231	売掛金他	16,537
							業務委託(注)2	1,099	-	-
	アルタークス(株)	大阪府大阪市西成区	98,000	経営コンサルティング	(被所有)直接 0.21	提携先	収益の分配、業務委託(注)2	44,343	買掛金他	2,699
	(株)ロジック	熊本県熊本市	35,750	注文住宅設計・施工等	-	顧客 提携先	サービスの提供(注)1	90,843	売掛金他	45,369
							立替金(注)2	7,487	-	-
							業務委託他(注)2	6,045	未払金他	1,179
	(有)グラスハウス	香川県高松市	5,500	造園デザイン、ガーデンリフォーム等	-	提携先	収益の分配(注)2	21,586	買掛金他	3,223
	環境機器(株)	大阪府高槻市	10,000	業務用防虫資材の開発、輸入、販売業務他	(被所有)直接 0.28	提携先	業務委託(注)1	3,528	未払金	200
							システム開発(注)2	9,976	ソフトウェア	7,815

(注) 1 . 上記取引については、一般的な取引条件と同様に決定しております。

2 . 取引条件については、相手方と協議し、個別に交渉の上決定しております。

当連結会計年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
重要な子会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	グラウンド・ワークス㈱	静岡県袋井市	10,000	地質調査業、地盤改良設計・施工及び管理等	-	提携先、顧客	サービスの提供 (注)1	57,385	売掛金他	5,861	
							業務委託 (注)2	1,330	未払金他	61	
	アルタークス㈱	大阪府大阪市西成区	98,000	経営コンサルティング	(被所有) 直接 0.21	提携先	収益の分配、業務委託 (注)2	44,922	買掛金他	2,599	
	㈱ロジック	熊本県熊本市	35,750	注文住宅設計・施工等	-	顧客	サービスの提供 (注)1	3,735	売掛金他	37,889	
						提携先	業務委託他 (注)2	500	未払金他	134	
	(有)グラスハウス	香川県高松市	5,500	造園デザイン、ガーデンリフォーム等	-	提携先	収益の分配 (注)2	41,557	買掛金他	6,886	
	大澤 健司	-	-	連結子会社代表取締役	-	債務被保証	連結子会社銀行借入に対する債務被保証 (注)3	40,000	-	-	
	中嶋 徳夫	-	-	連結子会社代表取締役	-	債務被保証	連結子会社銀行借入に対する債務被保証 (注)3	30,000	-	-	
	重要な子会社の役員	田中 英光	-	-	連結子会社代表取締役	-	債務被保証	連結子会社銀行借入に対する債務被保証 (注)3	50,000	-	-
							-	建物の建築工事請負 (注)1	26,578	-	-
-							モデルハウスの賃借 (注)1	800	-	-	
重要な子会社の役員 の近親者	中嶋 徳夫 の近親者	-	-	-	-	-	建物の建築工事請負 (注)1	23,495	-	-	

(注) 1. 上記取引については、一般的な取引条件と同様に決定しております。

2. 取引条件については、相手方と協議し、個別に交渉の上決定しております。

3. 金融機関の借入に対し債務保証の提供を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年 5月 1日 至 2020年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 2020年 5月 1日 至 2021年 4月 30日)
1株当たり純資産額	54.34円	25.67円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()	0.75円	28.45円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	0.73円	-

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 当社は株式報酬制度を導入するための信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり情報の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。前連結会計年度において、当該信託が保有する期末自己株式数は446,000株、期中平均株式数は446,000株であり、当連結会計年度において、当該信託が保有する期末自己株式数は383,840株、期中平均株式数は442,252株であります。

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2019年 5月 1日 至 2020年 4月 30日)	当連結会計年度 (自 2020年 5月 1日 至 2021年 4月 30日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円) 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)()	17,245	653,091
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)又は普通株式に係る 親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)()	17,245	653,091
普通株式の期中平均株式数(株)	22,886,299	22,959,272
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株) (うち新株予約権(株))	815,528 (815,528)	528,796 (528,796)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜 在株式の概要	-	-

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2020年 4月 30日)	当連結会計年度 (2021年 4月 30日)
純資産の部の合計額(千円)	1,291,522	640,281
純資産の部の合計額から控除する金額(千円) (うち新株予約権) (うち非支配株主持分)	47,395 (1,248) (46,147)	50,807 (1,248) (49,559)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,244,126	589,474
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	22,894,128	22,961,688

(重要な後発事象)

(株式会社くふうカンパニーによる当社株券に対する公開買付けの結果及び第三者割当増資の払込完了について)

株式会社くふうカンパニー(以下「くふうカンパニー」といいます。)が2021年4月15日から実施してまいりました当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が2021年5月28日をもって終了し、本公開買付けが成立したとの報告を受けました。

なお、当社が2021年4月14日付で公表した「株式会社くふうカンパニーによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明、同社との資本業務提携、及び同社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」(2021年5月14日付で公表いたしました「(変更)「株式会社くふうカンパニーによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明、同社との資本業務提携、及び同社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」の一部変更について」による変更を含み、以下、「2021年4月14日付プレスリリース」といいます。)でご案内しましたくふうカンパニーを割当予定先として第三者割当による新株式の発行を行うこと(以下「本第三者割当増資」といいます。)に関して、2021年6月4日にくふうカンパニーからの払込みが完了いたしました。

また、2021年6月4日(本公開買付けの決済の開始日及び本第三者割当増資の払込完了日)をもって、当社の親会社に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

1. 本公開買付けの結果について

当社は、くふうカンパニーより、本公開買付けを通じて、くふうカンパニーが当社株式5,746,130株を取得した旨の報告を受けました。

2. 本第三者割当増資の金銭の払込みについて

2021年6月4日にくふうカンパニーからの払込みが完了いたしました。

払込日： 2021年6月4日
 発行新株式数： 普通株式 13,751,600株
 発行価額： 1株138円
 払込金額の総額： 1,897,720,800円
 増加する資本金の額： 948,860,400円(1株69円)
 増加する資本準備金の額： 948,860,400円(1株69円)

3. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

(1) 異動が生じる経緯

当社は、くふうカンパニーより、本公開買付けにおいて当社の普通株式5,746,130株の応募があり、その全てについて株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の報告を受け、2021年6月4日にくふうカンパニーからの本第三者割当増資の金銭の払込みが完了いたしました。この結果、当社の総株主の議決権の数に対するくふうカンパニーの所有に係る当社の議決権の数の割合が50%を超えることとなり、くふうカンパニーは新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することになりました。

(2) 異動する株主の概要

(1) 名 称	株式会社くふうカンパニー
(2) 所 在 地	東京都港区三田一丁目4番28号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 堀口 育代 代表取締役 新野 将司
(4) 事 業 内 容	グループ全体の経営戦略策定、経営管理及びそれに付帯する業務 グループ会社における事業活動の推進及び支援に係る業務 起業家、若手経営者、ベンチャー企業の支援に係る業務
(5) 資 本 金	81百万円(2021年3月31日現在)
(6) 設 立 年 月 日	2018年(平成30年)10月1日
(7) 連 結 純 資 産	4,716百万円(2021年3月31日現在)
(8) 連 結 総 資 産	8,473百万円(2021年3月31日現在)

(9) 大株主及び持株比率 (2021年3月31日現在 (注1))	穂田 誉輝：56.70% 石渡 進介：1.82% Y J 1号投資事業組合：1.66% UBS AG SINGAPORE（常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店）：1.55% 渡邊 一生：1.55% 山崎 令二郎：1.49% 株式会社SBI証券：1.35% 株式会社日本カストディ銀行（信託口）：1.23% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）：1.20% 楽天証券株式会社：1.17%	
(10) 上場会社と くふうカンパニーの関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。 なお、当社は、くふうカンパニーに対して当社のガバナンスの再構築及び強化に資する複数の取締役候補者を派遣するよう要請しております。
	取引関係	該当事項はありません。

(注)「大株主及び持株比率」における持株比率の記載は、くふうカンパニーの発行済株式総数から自己株式を除いた総数に対する所有株式数の割合（表示桁未満の端数を切り捨て）を記載しております。

(3) 異動前後におけるくふうカンパニーの所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前					
異動後	親会社及び主要株主 である筆頭株主	194,977個 (52.56%)	個 (%)	194,977個 (52.56%)	第1位

(注1) 異動後の「議決権所有割合」は、2021年4月30日現在の発行済株式総数（23,345,700株）から、当社が所有する自己株式数（172株）を控除した株式数（23,345,528株）に、本第三者割当増資によりくふうカンパニーが引き受ける当社株式数を加えた当社株式数（37,097,128株）に係る議決権の数（370,933個）に占める割合をいいます。

(注2) 議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。以下同じです。

(4) 異動年月日

2021年6月4日（本公開買付けの決済の開始日及び本第三者割当増資の払込完了日）

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

該当事項はありません。

(6) 今後の見通し

今後の見通しは、2021年4月14日付プレスリリースに記載の内容から変更ありません。当社は、本公開買付け及び本第三者割当増資によりくふうカンパニーの連結子会社となる予定ですが、当社株式は引き続き上場を維持する方針です。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	383,500	840,169	0.49	
1年以内に返済予定の長期借入金	299,849	292,232	0.45	
1年以内に返済予定のリース債務	15,434	13,124		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	670,429	523,197	0.54	2023年2月～ 2031年7月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	37,861	25,044	1.0	2022年7月～ 2025年5月
合計	1,407,074	1,693,766		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	281,418	105,164	37,367	19,516
リース債務	13,179	11,033	816	14

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,987,266	4,162,468	6,141,412	8,333,582
税金等調整前四半期(当期)純損失(千円)	434,273	374,983	364,554	611,284
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失() (千円)	340,968	347,368	348,740	653,091
1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	14.89	15.17	15.23	28.45

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失() (円)	14.89	0.27	0.06	13.26

(注) 当社は株式報酬制度を導入するための信託が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。株主資本において自己株式として計上されている当該信託が保有する当社株式は、1株当たり情報の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数から控除する自己株式に含めております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	322,608	747,696
受取手形	1,010	978
売掛金	1 372,636	1 309,279
商品	96,622	90,414
販売用不動産	292,827	94,737
前渡金	28,481	33,990
前払費用	81,726	81,948
関係会社短期貸付金	226,903	386,602
その他	1 61,950	1 64,776
貸倒引当金	22,613	15,105
流動資産合計	1,462,153	1,795,319
固定資産		
有形固定資産		
建物	290,340	191,374
構築物	15,250	8,984
機械及び装置	8,325	4,432
工具、器具及び備品	36,050	48,988
土地	104,940	48,300
リース資産	1,698	499
賃貸用固定資産	1,156	471
有形固定資産合計	457,760	303,050
無形固定資産		
のれん	291,500	185,500
特許権	1,238	1,065
商標権	5,248	4,134
ソフトウェア	82,952	225,724
ソフトウェア仮勘定	164,742	38,945
リース資産	36,306	26,978
無形固定資産合計	581,988	482,348
投資その他の資産		
投資有価証券	15,790	-
関係会社株式	207,693	217,639
関係会社長期貸付金	490,248	391,275
破産更生債権等	36,850	46,589
繰延税金資産	66,084	129,147
敷金及び保証金	139,608	133,880
その他	69,307	15,474
貸倒引当金	49,373	726,747
投資その他の資産合計	976,210	207,258
固定資産合計	2,015,959	992,657
資産合計	3,478,113	2,787,976

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 195,703	1 207,444
短期借入金	2 360,000	1, 2 990,169
1年内返済予定の長期借入金	298,324	289,982
リース債務	12,360	11,486
未払金	1 170,774	1 153,589
未払費用	55,802	61,310
未払法人税等	13,301	8,589
未払消費税等	56,189	1,105
前受金	134,614	157,328
預り金	21,758	24,813
その他	1,473	46,966
流動負債合計	1,320,301	1,952,787
固定負債		
長期借入金	670,429	380,447
リース債務	30,842	19,356
役員株式給付引当金	44,619	18,427
株式給付引当金	54,083	91,439
その他	1,000	1,000
固定負債合計	800,974	510,670
負債合計	2,121,275	2,463,457
純資産の部		
株主資本		
資本金	433,327	433,554
資本剰余金		
資本準備金	333,327	333,554
その他資本剰余金	29,598	29,598
資本剰余金合計	362,926	363,153
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	858,875	217,273
利益剰余金合計	858,875	217,273
自己株式	299,539	256,163
株主資本合計	1,355,589	323,270
新株予約権	1,248	1,248
純資産合計	1,356,837	324,518
負債純資産合計	3,478,113	2,787,976

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
売上高	1 5,523,127	1 5,235,059
売上原価	1 2,205,557	1 2,168,528
売上総利益	3,317,569	3,066,530
販売費及び一般管理費	1, 2 3,250,242	1, 2 2,834,211
営業利益	67,327	232,319
営業外収益		
受取利息	1 9,259	1 11,738
有価証券利息	1 26	-
受取配当金	54,000	60,971
賃貸料収入	1 940	1 822
業務受託料	1 2,160	1 7,800
受取遅延損害金	562	339
助成金収入	-	11,524
保険解約返戻金	-	21,010
その他	-	4,236
営業外収益合計	66,949	118,443
営業外費用		
支払利息	6,620	8,119
減価償却費	940	3,316
支払手数料	4,000	18,591
貸倒引当金繰入額	-	680,158
営業外費用合計	11,560	710,185
経常利益又は経常損失()	122,716	359,422
特別利益		
固定資産売却益	-	3 1,778
その他	-	11
特別利益合計	-	1,790
特別損失		
投資有価証券評価損	24,209	15,790
子会社株式売却損	10,329	-
子会社株式評価損	-	35,999
訂正関連費用引当金繰入額	-	677,013
その他	-	7,570
特別損失合計	34,539	736,374
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	88,177	1,094,006
法人税、住民税及び事業税	45,554	858
法人税等調整額	9,041	63,062
法人税等合計	36,512	62,203
当期純利益又は当期純損失()	51,664	1,031,802

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)		当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(役務売上原価)					
経費					
業務委託費		1,656,363	100.0	1,773,940	100.0
役務売上原価		1,656,363	100.0	1,773,940	100.0
(商品売上原価)					
期首商品たな卸高		82,488		96,622	
当期商品仕入高		563,327		388,379	
計		645,816		485,002	
期末商品たな卸高		96,622		90,414	
商品売上原価		549,193		394,587	
売上原価		2,205,557		2,168,528	

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	432,420	332,420	29,598	362,019	891,194	891,194
当期変動額						
新株の発行	907	907		907		
剰余金の配当					83,984	83,984
自己株式の処分						
当期純利益					51,664	51,664
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	907	907	-	907	32,319	32,319
当期末残高	433,327	333,327	29,598	362,926	858,875	858,875

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	299,539	1,386,094	1,456	1,387,550
当期変動額				
新株の発行		1,814		1,814
剰余金の配当		83,984		83,984
自己株式の処分				
当期純利益		51,664		51,664
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			208	208
当期変動額合計	-	30,505	208	30,713
当期末残高	299,539	1,355,589	1,248	1,356,837

当事業年度（自 2020年5月1日 至 2021年4月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	433,327	333,327	29,598	362,926	858,875	858,875
当期変動額						
新株の発行	226	226		226		
剰余金の配当					44,346	44,346
自己株式の処分						
当期純損失（ ）					1,031,802	1,031,802
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	226	226	-	226	1,076,148	1,076,148
当期末残高	433,554	333,554	29,598	363,153	217,273	217,273

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	299,539	1,355,589	1,248	1,356,837
当期変動額				
新株の発行	29,188	29,641		29,641
剰余金の配当		44,346		44,346
自己株式の処分	14,188	14,188		14,188
当期純損失（ ）		1,031,802		1,031,802
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	43,376	1,032,318	-	1,032,318
当期末残高	256,163	323,270	1,248	324,518

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

先入先出法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。

販売用不動産

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産、賃貸用固定資産を除く)

建物(建物附属設備は除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～22年
構築物	15年
機械及び装置	7～8年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 賃貸用固定資産

賃貸用固定資産については、経済的使用可能期間を見積もり、建物(建物附属設備は除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な賃貸用固定資産の経済的使用可能期間は以下のとおりであります。

建物	8年
工具、器具及び備品	8年

(3) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

特許権	8年
商標権	10年

ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法によっております。

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 株式給付引当金

従業員株式交付規程に基づく従業員等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

5 のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間で均等償却を行っております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1 販売用不動産の評価

1. 連結財務諸表等の(注記事項)の「重要な会計上の見積り」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

2 債務超過の子会社に対する貸付金の評価

当社グループでは、グループ会社の資金については当社にて一元管理しており、必要に応じて当社より資金を融通しております。貸付けを行う際は、貸付先の連結子会社毎に事業計画に沿った返済計画の合理性を確認した上で貸付けを実行しております。その後、連結子会社の経営状態、債務超過の程度、延滞の期間、事業活動の状況、今後の収益及び資金繰り見通し等連結子会社の支払能力を総合的に判断した上で、每期その回収可能性の検討を行っております。

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
債務超過の連結子会社に対する貸付金等残高	693,907千円
対応する貸倒引当金計上額	691,757千円

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

債務超過の連結子会社に対する貸付金は、貸倒懸念債権等に区分しており、2.財務諸表等の(注記事項)の「重要な会計方針」に記載のとおり、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する財務内容評価法を使用しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

回収可能性の検討にあたり、貸付先の将来事業計画を使用しております。将来事業計画は、貸付先の財政状態・経営成績、キャッシュ・フローの状況等及び将来も含む業績見通しを含む返済計画の前提となっており、債務者の返済能力の判断に影響を与えます。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の不確実な経済条件の変動などにより、将来事業計画の達成が困難な状況が発生した場合には、財務諸表において将来貸倒引当金を追加計上する可能性があり、債務超過が解消された場合には貸倒引当金を戻入する可能性があります。

3 子会社株式評価損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
子会社株式評価損	35,999千円

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

時価のない有価証券は、実質価額が取得原価に比べ50%程度以上下落した場合には、回復可能性等を考慮したうえで評価損を計上しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

投資先の事業計画に基づき、回復可能性を検討しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の市況悪化又は投資先の業績不振等により、現在の帳簿価額に反映されていない損失が生じ、評価損を計上する可能性があります。

4 繰延税金資産の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 129,147千円

(2) 財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に従い、中期計画により見積られた将来の課税所得等に基づき計上しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

課税所得の発生時期及び金額は、今後の新型コロナウイルスの感染状況に加え、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

1 ガバナンスの改革

当社は、当事業年度に株主からの株主代表訴訟の請求を受けたことを契機として、過年度決算における売上高の架空計上などの疑義に関する調査を開始し、2020年8月31日には第三者委員会を設置し、この不適切会計問題を調査してまいりました。

2020年9月30日には、2020年9月28日付の第三者委員会の中間調査報告書で当該不適切会計問題に関する指摘を受け、当社は過年度決算を訂正し、遅延していた2020年4月期の有価証券報告書を提出致しました。しかし、前事業年度を含む過年度決算に関して、前任監査人からは、監査意見を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせる事象が存在するとの指摘を受け、監査意見は意見不表明となりました。

当社は、当該状況を解消すべく、前任監査人の意見不表明の原因となった経営者が2020年9月30日付で退任するなどの経営体制の刷新を図っております。更に社外取締役の拡充やガバナンスの強化を図るために2020年12月23日に開催の臨時株主総会によって新経営体制に移行しました。また、2020年10月30日付「再発防止策等に関するお知らせ」にて発表した再発防止策を確実に実行するためリスタート委員会を設置し、再発防止策の実行を推進しており、経営の信頼を回復するため経営体制やガバナンスのさらなる改革も進めております。

2 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、取締役及び監査役（社外取締役及び社外監査役を含みます。）の報酬と業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを主たる目的として、信託を用いた新たな株式報酬制度を導入しております。また、当社は、従業員等の帰属意識の醸成や、株価上昇に対する動機づけ等を図ることを主たる目的として、信託を用いた新たな株式報酬制度を導入しております。

なお、詳細は1.連結財務諸表等の（注記事項）の「追加情報」に記載しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
短期金銭債権	73,937千円	438,421千円
短期金銭債務	37,370	196,120

2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
当座貸越極度額の総額	1,550,000千円	950,000千円
借入実行残高	360,000	600,000
差引額	1,190,000	350,000

3 偶発債務

当社は、当社前代表取締役川瀬太志が、2020年10月1日付で所定の手続きを経ることなく独断で代表取締役の職務権限を超える金額の支払約定書(以下「本件支払約定書」といいます。)に署名した可能性が判明し、2020年12月15日付で当社取締役会にて代表取締役としての忠実義務に違反していると判断し、代表取締役の異動について決議いたしました。同日に提出しました第17期第2四半期報告書では、「この支払約定書の法的有効性や金額の根拠は顧問弁護士と確認をしております。弁護士見解によれば現時点での支払約定書記載の金額によらず当社が何らかの債務を負うとしても、その金額は3,000万円に留まるとの整理はあり得ると考えられるとのことです。当社の代表権を有する者が当社を代表して支払いを約束したものと、当社に効果が帰属するとされる可能性があります。」と記載いたしました。

その後当社は、まず、本件支払約定書に記載の2億4,000万円の債務を当社が負うのか否かを明らかにするべく、当社顧問弁護士に事実関係の確認及びそれに基づく法的分析を依頼しました。当社顧問弁護士からの2021年1月28日付の報告を受けて検討した結果、本件支払約定書に記載の2億4,000万円の債務を負うことはないものと改めて確認いたしました。さらに、当社は、本件支払約定書の実事関係を調査するため、2021年2月4日に第三者委員会を設置し、2021年3月12日付でその調査報告書を受領いたしました。調査報告書によると、「本件支払約定書に記載されたa氏の当社に対する2億4,000万円の債権は、その全額について法的に認められない可能性が高いと考えられる」とのことです。

また、2021年3月10日付でa氏より「令和2年10月1日付、支払約定書」という件名で、支払い期限を2021年3月31日とする1,400万円の請求書が当社に送られてきました。当社としましては、上記のとおり2億4,000万円の債務を負うことはない判断しておりますが、当社が債務を負担していないということを法的に確定させるために債務不存在確認判決を受けることが適切であると考え、3月15日開催の取締役会にて、a氏に対し、債務不存在確認の訴訟を提起することについて決議し、3月16日に提訴いたしました。

当社は本件支払約定書に関する債務は存在しないものと考えておりますが、現時点で当社の業績に与える影響は不明であります。これにより、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積もることが困難であるため、財務諸表には反映しておりません。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
営業取引による取引高		
売上高	340,215千円	374,414千円
営業費用	299,827	296,705
営業取引以外の取引による取引高	66,388	81,088

2 販売費及び一般管理費の主なもの

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
役員報酬	213,867千円	151,019千円
給与手当	748,120	790,747
役員株式給付引当金繰入額	25,496	16,848
株式給付引当金繰入額	28,870	37,356
旅費交通費	295,587	169,270
広告宣伝費	319,810	163,986
減価償却費	228,646	227,637
貸倒引当金繰入額	16,967	5,134
おおよその割合		
販売費	15.4%	9.9%
一般管理費	84.6	90.1

3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	当事業年度 (自 2020年5月1日 至 2021年4月30日)
建物及び構築物	- 千円	1,778千円

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額217,639千円、前事業年度の貸借対照表計上額207,693千円)は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
(繰延税金資産)		
貸倒引当金	21,932千円	227,155千円
未払事業税	877	-
未払事業所税	1,324	779
フリーレント賃料	1,316	-
販売用不動産	-	18,844
資産除去債務	5,045	6,743
子会社株式	4,286	15,309
投資有価証券評価損	7,412	12,248
減損損失	4,837	-
役員株式給付引当金	13,662	5,642
株式給付引当金	16,560	27,998
欠損金	-	87,193
その他	832	248
繰延税金資産小計	78,090	402,162
評価性引当額	12,005	273,015
繰延税金資産合計	66,084	129,147
繰延税金資産の純額	66,084	129,147

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年4月30日)	当事業年度 (2021年4月30日)
法定実効税率	30.62%	- %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	15.04	-
住民税均等割等	0.97	-
受取配当金	18.75	-
評価性引当額	13.62	-
その他	0.09	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.41	-

当事業年度は税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はございません。

(重要な後発事象)

(株式会社くふうカンパニーによる当社株券に対する公開買付けの結果及び第三者割当増資の払込完了について)
 株式会社くふうカンパニー(以下「くふうカンパニー」といいます。)が2021年4月15日から実施しておりました当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が2021年5月28日をもって終了し、本公開買付けが成立したとの報告を受けました。

なお、当社が2021年4月14日付で公表した「株式会社くふうカンパニーによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明、同社との資本業務提携、及び同社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」(2021年5月14日付で公表いたしました「(変更)株式会社くふうカンパニーによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明、同社との資本業務提携、及び同社を割当予定先とする第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」の一部変更について)による変更を含み、以下、「2021年4月14日付プレスリリース」といいます。)でご案内しましたくふうカンパニーを割当予定先として第三者割当による新株式の発行を行うこと(以下「本第三者割当増資」といいます。)に関して、2021年6月4日にくふうカンパニーからの払込みが完了いたしました。

また、2021年6月4日(本公開買付けの決済の開始日及び本第三者割当増資の払込完了日)をもって、当社の親会社に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

1. 本公開買付けの結果について

当社は、くふうカンパニーより、本公開買付けを通じて、くふうカンパニーが当社株式5,746,130株を取得した旨の報告を受けました。

2. 本第三者割当増資の金銭の払込みについて

2021年6月4日にくふうカンパニーからの払込みが完了いたしました。

払込日： 2021年6月4日
 発行新株式数： 普通株式 13,751,600株
 発行価額： 1株138円
 払込金額の総額： 1,897,720,800円
 増加する資本金の額： 948,860,400円(1株69円)
 増加する資本準備金の額： 948,860,400円(1株69円)

3. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

(1) 異動が生じる経緯

当社は、くふうカンパニーより、本公開買付けにおいて当社の普通株式5,746,130株の応募があり、その全てについて株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行う旨の報告を受け、2021年6月4日にくふうカンパニーからの本第三者割当増資の金銭の払込みが完了いたしました。この結果、当社の総株主の議決権の数に対するくふうカンパニーの所有に係る当社の議決権の数の割合が50%を超えることとなり、くふうカンパニーは新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することになりました。

(2) 異動する株主の概要

(1)	名 称	株式会社くふうカンパニー
(2)	所 在 地	東京都港区三田一丁目4番28号
(3)	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 堀口 育代 代表取締役 新野 将司
(4)	事 業 内 容	グループ全体の経営戦略策定、経営管理及びそれに付帯する業務 グループ会社における事業活動の推進及び支援に係る業務 起業家、若手経営者、ベンチャー企業の支援に係る業務
(5)	資 本 金	81百万円(2021年3月31日現在)
(6)	設 立 年 月 日	2018年(平成30年)10月1日
(7)	連 結 純 資 産	4,716百万円(2021年3月31日現在)
(8)	連 結 総 資 産	8,473百万円(2021年3月31日現在)

(9) 大株主及び持株比率 (2021年3月31日現在(注))	穂田 誉輝：56.70% 石渡 進介：1.82% Y J 1号投資事業組合：1.66% UBS AG SINGAPORE (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)：1.55% 渡邊 一生：1.55% 山崎 令二郎：1.49% 株式会社SBI証券：1.35% 株式会社日本カストディ銀行(信託口)：1.23% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)：1.20% 楽天証券株式会社：1.17%	
(10) 上場会社とくふうカンパニーの関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。 なお、当社は、くふうカンパニーに対して当社のガバナンスの再構築及び強化に資する複数の取締役候補者を派遣するよう要請しております。
	取引関係	該当事項はありません。

(注)「大株主及び持株比率」における持株比率の記載は、くふうカンパニーの発行済株式総数から自己株式を除いた総数に対する所有株式数の割合(表示桁未満の端数を切り捨て)を記載しております。

(3) 異動前後におけるくふうカンパニーの所有する議決権の数及び議決権所有割合

	属性	議決権の数(議決権所有割合)			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (2021年5月29日現在)					
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	194,977個 (52.56%)	個 (%)	194,977個 (52.56%)	第1位

(注1) 異動後の「議決権所有割合」は、2021年4月30日現在の発行済株式総数(23,345,700株)から、当社が所有する自己株式数(172株)を控除した株式数(23,345,528株)に、本第三者割当増資によりくふうカンパニーが引き受ける当社株式数を加えた当社株式数(37,097,128株)に係る議決権の数(370,933個)に占める割合をいいます。

(注2) 議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。以下同じです。

(4) 異動年月日

2021年6月4日(本公開買付けの決済の開始日及び本第三者割当増資の払込完了日)

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

該当事項はありません。

(6) 今後の見通し

今後の見通しは、2021年4月14日付プレスリリースに記載の内容から変更ありません。当社は、本公開買付け及び本第三者割当増資によりくふうカンパニーの連結子会社となる予定ですが、当社株式は引き続き上場を維持する方針です。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	290,340	-	81,495	17,470	191,374	48,135
	構築物	15,250	-	5,219	1,046	8,984	2,146
	機械及び装置	8,325	1,595	-	5,488	4,432	5,983
	工具、器具及び備品	36,050	50,638	765	36,934	48,988	151,617
	土地	104,940	-	56,640	-	48,300	-
	リース資産	1,698	-	-	1,198	499	5,494
	賃貸用固定資産	1,156	-	-	685	471	13,859
	賃貸用リース資産	-	-	-	-	-	1,439
	計	457,760	52,233	144,120	62,824	303,050	228,677
無形 固定資産	のれん	291,500	-	-	105,999	185,500	-
	特許権	1,238	-	-	172	1,065	-
	商標権	5,248	-	-	1,114	4,134	-
	ソフトウェア	82,952	200,002	-	57,231	225,724	-
	ソフトウェア仮勘定	164,742	-	125,797	-	38,945	-
	リース資産	36,306	-	-	9,327	26,978	-
	計	581,988	200,002	125,797	173,845	482,348	-

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	PC	33,000千円
ソフトウェア	建築CAD	64,733千円
ソフトウェア	セレクト住宅関連システム	82,035千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	71,986	704,339	34,533	741,853
役員株式給付引当金	44,619	16,848	43,039	18,427
株式給付引当金	54,083	37,356	-	91,439

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年5月1日から翌年4月30日まで
定時株主総会	毎年7月
基準日	毎年4月30日
剰余金の配当の基準日	毎年4月30日 毎年10月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL： http://www.hyas.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第16期）（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）2020年9月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年9月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第17期第1四半期）（自 2020年5月1日 至 2020年7月31日）2020年10月26日関東財務局長に提出

（第17期第2四半期）（自 2020年8月1日 至 2020年10月31日）2020年12月15日関東財務局長に提出

（第17期第3四半期）（自 2020年11月1日 至 2021年1月31日）2021年3月15日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

2020年7月31日及び2020年12月24日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書

2020年10月1日、2020年12月16日及び2021年6月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書

2020年10月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書

2020年12月17日、2021年3月16日及び2021年6月14日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号（親会社及び主要株主の異動）に基づく臨時報告書

2021年5月31日関東財務局長に提出

(5) 有価証券届出書（通常方式）及びその添付書類

2021年4月14日関東財務局長に提出

(6) 有価証券届出書（通常方式）の訂正届出書

2021年4月27日関東財務局長に提出

2021年4月14日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

2021年5月14日関東財務局長に提出

2021年4月14日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(7) 有価証券届出書の訂正届出書

2020年9月30日関東財務局長に提出

2016年3月2日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

2021年5月14日関東財務局長に提出

2016年3月2日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(8) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度（第12期）（自 2015年5月1日 至 2016年4月30日）2020年9月30日及び2021年5月14日関東財務局長に提出

事業年度（第13期）（自 2016年5月1日 至 2017年4月30日）2020年9月30日及び2021年5月14日関東財務局長に提出

事業年度（第14期）（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）2020年9月30日及び2021年5月14日関東財務局長に提出

事業年度（第15期）（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）2019年9月13日、2020年3月24日、2020年9月30日及び2021年5月14日関東財務局長に提出

事業年度（第16期）（自 2019年5月1日 至 2020年4月30日）2021年5月14日関東財務局長に提出

(9) 内部統制報告書の訂正報告書

事業年度（第12期）（自 2015年5月1日 至 2016年4月30日）2020年9月30日関東財務局長に提出

事業年度（第13期）（自 2016年5月1日 至 2017年4月30日）2020年9月30日関東財務局長に提出

事業年度（第14期）（自 2017年5月1日 至 2018年4月30日）2020年9月30日関東財務局長に提出

事業年度（第15期）（自 2018年5月1日 至 2019年4月30日）2020年9月30日関東財務局長に提出

(10) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

（第15期第1四半期）（自 2018年5月1日 至 2018年7月31日）2020年9月30日関東財務局長に提出

（第15期第2四半期）（自 2018年8月1日 至 2018年10月31日）2020年9月30日関東財務局長に提出

（第15期第3四半期）（自 2018年11月1日 至 2019年1月31日）2020年9月30日関東財務局長に提出

（第16期第1四半期）（自 2019年5月1日 至 2019年7月31日）2020年9月30日関東財務局長に提出

（第16期第2四半期）（自 2019年8月1日 至 2019年10月31日）2020年9月30日関東財務局長に提出

（第16期第3四半期）（自 2019年11月1日 至 2020年1月31日）2020年9月30日関東財務局長に提出

（第17期第1四半期）（自 2020年5月1日 至 2020年7月31日）2021年5月14日関東財務局長に提出

（第17期第2四半期）（自 2020年8月1日 至 2020年10月31日）2021年5月14日関東財務局長に提出

（第17期第3四半期）（自 2020年11月1日 至 2021年1月31日）2021年5月14日関東財務局長に提出

(11) 臨時報告書の訂正報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書の訂正報告書

2020年10月5日関東財務局長に提出

2020年10月1日提出の臨時報告書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年7月28日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山中 康之

<財務諸表監査>

限定付適正意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2020年5月1日から2021年4月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に影響を及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社及び連結子会社の2021年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

「追加情報」に記載のとおり、会社は、当連結会計年度に株主からの株主代表訴訟の請求を受けたことを契機として、過年度決算における売上高の架空計上などの疑義に関する調査を開始し、2020年8月31日には第三者委員会を設置し、この不適切会計問題を調査してきた。2020年9月30日には、2020年9月28日付の第三者委員会の中間調査報告書での当該不適切会計問題に関する指摘を受け、会社は、過年度決算を訂正し、遅延していた2020年4月期の有価証券報告書を提出した。しかし、前連結会計年度を含む過年度決算に関して、前任監査人の監査意見は、監査意見を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせる事象が存在したことから、意見不表明となった。これに対し、会社では、前任監査人の意見不表明の原因となった経営者が2020年9月30日付で退任し、2020年12月23日開催の臨時株主総会によって新経営体制に移行するなどの経営体制の刷新を図っており、経営の信頼を回復するため経営体制やガバナンスの更なる改革を進めている。

当監査法人は、前任監査人の指摘を踏まえ、期首残高を含めた当連結会計年度の連結財務諸表についての潜在的な虚偽表示の存否を検討するために、第三者調査委員会の調査や前任監査人の監査状況を検討の上、追加的手続を実施した。

当連結会計年度の途中まで、前任監査人の意見不表明の原因となった経営者が職務を執行していたため、経営者の誠実性に関する質的に重要性のある監査上の制約が存在したと考えられるが、経営者の交代により当該制約の解消が図られており、かつ、経営の信頼を回復するための経営体制やガバナンスの改革も進めており、現時点では、当連結会計年度の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要かつ広範ではなくなったと判断している。また、第三者委員会の調査や前任監査人の監査での検討結果を踏まえて、当監査法人で実施した追加的手続の結果、期首残高を含めた連結財務諸表について重要な虚偽表示が発見されなかった。

当監査法人は、これら検討の結果、期首残高を含めた当連結会計年度の連結財務諸表について、上記の制約に関連する未発見の虚偽表示の影響の広範性はないと判断できたが、当連結会計年度の数値と対応数値に影響を及ぼす可能性があるため、限定付適正意見を表明することとした。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、株式会社くふうカンパニーによる会社の普通株式に対する公開買付けは2021年5月28日をもって終了し、本公開買付けは成立した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、株式会社くふうカンパニーに対して第三者割当による新株式の発行を行い、2021年6月4日に払込みが完了している。
 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「限定付適正意見の根拠」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

建築施工事業に属する子会社の固定資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当社の主要事業の一つである建設施工事業に属する子会社である株式会社LHアーキテクチャー、SUNRISE株式会社、株式会社ウェルハウジングでは継続して営業損失等を計上しており減損の兆候が存在する。</p> <p>注記事項(会計上の見積に関する注記)に記載されている通り、減損の兆候がある固定資産又は固定資産グループは減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上する。この結果、2021年4月期の連結損益計算書上で、建設施工事業に属する子会社の固定資産に関する減損損失として251,328千円を計上しており、計上額に重要性がある。</p> <p>また、固定資産の減損損失の金額を検討するに当たり、その資産グループにおける回収可能価額を正味売却価額又は使用価値により測定している。使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは翌連結会計年度以降の事業計画に基づいて算定しているが、当該事業計画は経営者による主観的な判断を必要とし不確実性が高い。</p> <p>これらの理由により、当監査法人は建設施工事業に属する子会社の固定資産の評価を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、建設施工事業に属する子会社の固定資産の評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価・経営者が構築した固定資産の減損に関連する内部統制を検討した。</p> <p>(2)将来キャッシュ・フローの見積の基礎となる事業計画の合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者の事業計画に関する重要な仮定、使用した情報、計算方法に関する経営者へのヒアリングを実施した。 ・経営者が採用した重要な仮定に関して、過年度の事業計画と実績値との乖離原因の分析等を踏まえ合理性を検証した。 ・経営者が使用した情報に関して、監査済み会計数値との照合等により正確性を検証した。 ・経営者の計算方法、計算結果につき、監査人が再計算を行いその正確性を検証した。

その他の事項

会社の2020年4月30日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2020年9月30日付で意見不表明としている。前任監査人はこれらの理由として、「会社は、売上高の架空計上などの不適切な会計処理が存在する疑義が認識されたことから、第三者委員会による調査を実施しているが、2020年9月28日付の中間調査報告書において、第三者委員会は、代表取締役及び財務経理・総務部門を統括する取締役（以下、「財務経理担当取締役」という。）を含む複数の取締役による不適切な会計処理への関与又は認識があったこと、及び、2020年7月に財務経理担当取締役がメール保管期限を操作するという当監査法人によるメールデータ保全手続を妨害したものと評価せざるを得ない行為があったと認定している。これらについては、当監査法人においても同様に判断しており、それらに加えて、不適切な会計処理が存在する疑義が認識された後の監査の過程においても、代表取締役による当監査法人に対する虚偽の説明がなされていたと判断している。このことは、監査意見を表明する前提となる、経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせていることから、当監査法人は、上記の連結財務諸表に何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかった。」ことを指摘している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2021年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社が2021年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書に記載されているとおり、会社の決算・財務報告プロセスの一部に開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は全て財務諸表及び連結財務諸表に反映している。これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年7月28日

ハイアス・アンド・カンパニー株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山中 康之

限定付適正意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2020年5月1日から2021年4月30日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の財務諸表に影響を及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハイアス・アンド・カンパニー株式会社の2021年4月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

限定付適正意見の根拠

「追加情報」に記載のとおり、会社は、当事業年度に株主からの株主代表訴訟の請求を受けたことを契機として、過年度決算における売上高の架空計上などの疑義に関する調査を開始し、2020年8月31日には第三者委員会を設置し、この不適切会計問題を調査してきた。2020年9月30日には、2020年9月28日付の第三者委員会の中間調査報告書での当該不適切会計問題に関する指摘を受け、会社は、過年度決算を訂正し、遅延していた2020年4月期の有価証券報告書を提出した。しかし、前事業年度を含む過年度決算に関して、前任監査人の監査意見は、監査意見を表明する前提となる経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせる事象が存在したことから、意見不表明となった。これに対し、会社では、前任監査人の意見不表明の原因となった経営者が2020年9月30日付で退任し、2020年12月23日開催の臨時株主総会によって新経営体制に移行するなどの経営体制の刷新を図っており、経営の信頼を回復するため経営体制やガバナンスの更なる改革を進めている。

当事業年度の途中まで、前任監査人の意見不表明の原因となった経営者が職務を執行していたため、経営者の誠実性に関する質的に重要性のある監査上の制約が存在したと考えられるが、経営者の交代により当該制約の解消が図られており、かつ、経営の信頼を回復するための経営体制やガバナンスの改革も進めており、現時点では、当事業年度の財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要かつ広範ではなくなったと判断している。また、第三者委員会の調査や前任監査人の監査での検討結果を踏まえて、当監査法人で実施した追加的手続の結果、期首残高を含めた財務諸表について重要な虚偽表示が発見されなかった。

当監査法人は、これら検討の結果、期首残高を含めた当事業年度の財務諸表について、上記の制約に関連する未発見の虚偽表示の影響の広範性はないと判断できたが、当事業年度の数値と対応数値に影響を及ぼす可能性があるため、限定付適正意見を表明することとした。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、株式会社くふうカンパニーによる会社の普通株式に対する公開買付けは2021年5月28日をもって終了し、本公開買付けは成立した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、株式会社くふうカンパニーに対して第三者割当

による新株式の発行を行い、2021年6月4日に払込みが完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「限定付適正意見の根拠」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

建築施工事業に属する子会社への投融資の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当社の主要事業の一つである建設施工事業に属する子会社である株式会社LHアーキテクチャー、SUNRISE株式会社、株式会社ウェルハウジングでは、固定資産の収益性が低下したため、合計で251,328千円の減損損失を計上している。この結果、当該子会社の純資産残高が棄損し、当社の当該子会社への投資残高及び債権残高に評価減の兆候が認められる。</p> <p>注記事項（会計上の見積に関する注記）に記載の通り、子会社への投資については、実質価額により算定し、実質価額が帳簿価額に比して著しく低下した場合には、その回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り減損処理を行っており、当該子会社に対する評価損として35,999千円を計上している。また、子会社に対する債権については、子会社の財政状態及び経営成績等に応じて子会社ごとに回収不能見積額を算定し、貸倒引当金を計上しており、当該子会社に対する貸倒引当金残高として691,757千円を計上しており、これらの計上額、残高に金額的重要性がある。</p> <p>子会社への実質価額の回復可能性の判定、及び、子会社に対する債権の回収可能性の前提は、翌事業年度以降の事業計画に基づいて算定しているが、当該事業計画は経営者による主観的な判断を必要とし不確実性が高い。これらの理由により、当監査法人は建設施工事業に属する子会社への投融資の評価を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、建設施工事業に属する子会社の投融資の評価の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価・経営者が構築した子会社の投融資の評価に関連する内部統制を検討した。</p> <p>(2)子会社の投融資評価の基礎となる事業計画の合理性の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者の事業計画に関する重要な仮定、使用した情報、計算方法に関する経営者へのヒアリングを実施した。 ・経営者が採用した重要な仮定に関して、過年度の事業計画と実績値との乖離原因の分析等を踏まえ合理性を検証した。 ・経営者が使用した情報に関して、監査済み会計数値との照合等により正確性を検証した。 ・経営者の計算方法、計算結果につき、監査人が再計算を行いその正確性を検証した。

その他の事項

会社の2020年4月30日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2020年9月30日付で意見不表明としている。前任監査人はこれらの理由として、「会社は、売上高の架空計上などの不適切な会計処理が存在する疑義が認識されたことから、第三者委員会による調査を実施しているが、2020年9月28日付の中間調査報告書において、第三者委員会は、代表取締役及び財務経理・総務部門を統括する取締役（以下、「財務経理担当取締役」という。）を含む複数の取締役による不適切な会計処理への関与又は認識があったこと、及び、2020年7月に財務経理担当取締役がメール保管期限を操作するという当監査法人によるメールデータ保全手続を妨害したものと評価せざるを得ない行為があったと認定している。これらについては、当監査法人においても同様に判断しており、それらに加えて、不適切な会計処理が存在する疑義が認識された後の監査の過程においても、代表取締役による当監査法人に対する虚偽の説明がなされていたと判断している。このことは、監査意見を表明する前提となる、経営者の誠実性について深刻な疑義を生じさせていることから、当監査法人は、上記の財務諸表に何らかの修正が必要かどうかについて判断することができなかった。」ことを指摘している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。